

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

NO. IX. SEPTEMBER, 1902.

VOL. XV.

明治廿一年九月刊

本月一四二四號刊

監獄協會雜誌

明治三十五年

九月二十日發行

第五拾卷 第九號

監獄協會發行

白眉房

第十五卷第九號目次

○論 說……………(一頁)

- 監獄作業より生ずる収入に就て……………小河滋次郎
- 司法警察に就て……………松井 茂
- 看守五年不辭職の誓約を論ず……………早崎 春香

○雜 錄……………(三八頁)

- 獄事小品……………龍涯 漁史
- 監獄未來の夢物語……………筑涯 閑人
- 監獄視察談……………

○統 計……………(五四頁)

- 明治三十五年七月末日現在全國在監人員表……………
- 同上府縣別表……………
- 同表中外國人國務表……………
- 同囚人刑名別表……………
- 同訴人員表……………

○雜 報……………(五九頁)

- 數十件……………
- 叙任辭令……………(六七頁)
- 地方通信……………(六七頁)
- 寄 書……………(六八頁)
- 監獄内の教育に就て……………青森 雪 園 生
- 會 告……………(七〇頁)

○口 繪

第十五卷第八號目次

山下技師歐米獄舎建築談圖解(第二)……………(一頁)

- 監獄作業論ドクトル、クルーゼン君……………
- 愛知慈善會に就て(第五號の續)……………
- 歐米獄舎建築談(前號の續)……………司法技師 山下啓次郎君 印南於免吉君
- 所謂階級制に就て……………

○雜 錄……………(三三頁)

- 獄事小品……………龍涯 漁史
- 涼務漫筆……………別 天 生
- 監獄視察談……………

○統 計……………(四五頁)

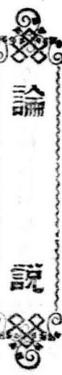
- 明治三十五年六月末日現在全國在監人員表……………
- 同府縣別表……………
- 同囚人刑名別表……………
- 同上訴人員表……………

○雜 報……………(五一頁)

- 典獄會議(外數十件)……………
- 叙任辭令……………(六三頁)
- 寄 書……………(六四頁)
- 囚人教育の卑見……………鳥取市 國司 廣勝
- 看守教養に就て希望……………北 寒 子
- 會 報……………(六八頁)

監獄協會雜誌第十五卷第九號

(明治三十五年九月二十日發行)



○監獄作業より生ずる収入に就て

小河 滋 次 郎

左の一編は小河副會頭近著監獄作業論の一章を抜抄したるものにして今同氏の許諾を得て之を本誌に掲げ給く諸士の參考に供す 編 者 識

第七章 強制勞役より生ずる收入

監獄作業の収入に關する監獄統計上の計數は以て其の真相を表示せしむるに足らざるか故に此の計數を以て直ちに各國に於ける作業收入の多少を比較するの標準とはなすべからず蓋し國に依り其の算出の方法を同ふせざるのみならず動もすれば監獄に於て成るべく表面上の收入を多からしめんと努むるの結果徃々にして過實の計數を示すの傾向あるを免かれされはなり例へば佛國に於ける中央監獄の作業收入は總計二百六十萬一千八百九十七フランありと稱するも此内三十二萬四千

說

論

(一)

四百七十二フランは監獄用の役務 (Baukosten) に支拂ひたる所の賃銀にして此額をも算入したるものなるに反し英國及び普國にあつては監獄用役に對する賃銀の如きは全く之を收入額として算入せず又英國に於ける懲役監 (Convict-Prison) にあつては官廳に對する勞役に就ては唯た名義上 (Scheinkaufweise) 賃銀として一日一志乃至三志を收入するの規定なりと雖も實際に於て敢て之を支拂ふに非らず之れに反し普國に於ては官廳に對する勞役の賃銀はすへて一日四十ペニヒと定め且つ實際に於ても之を收入するものとす斯くの如き實況なるか故に監獄統計か示す所の計數を以て各國作業收入高の多少を論定する能はざることを知るへし

我國に於て監獄用と他の官廳用たるに論なく從來は凡べて普通の料定工錢を支出するの慣例たりしなり

然れとも統計表の計數に依り監獄に於ける囚徒の平均賃銀は長期刑囚に就ては凡そ普通勞働者の賃銀の四分の一乃至三分の一短期囚を拘禁する所にあつては五分の一六分の一十分の一の間に昇降するの事實なるを證明するを得へし短期囚は比較す可らざる程今各國に於ける長期監獄即ち懲役監に就て調査するに

伊太利	佛國	英國
一八〇〇	三四八、五〇	六三、五〇
受負業	受負業	官司業(假定)
女男	女男	女男

論

說

奧國	普國	日 本
二一、〇	官廳用 受負業	集治監 受負業
三、八、一	官司業	官司業
三、五、五	全 上	官司及依托業
一、六、〇	女男	女男
一、一、五	女男	女男
一、一、四	女男	女男
一、一、三	女男	女男
一、一、二	女男	女男
一、一、一	女男	女男
一、一、〇	女男	女男
一、〇、九	女男	女男
一、〇、八	女男	女男
一、〇、七	女男	女男
一、〇、六	女男	女男
一、〇、五	女男	女男
一、〇、四	女男	女男
一、〇、三	女男	女男
一、〇、二	女男	女男
一、〇、一	女男	女男
一、〇、〇	女男	女男

普國に於て官司業か受負業に比し賃錢の少き所以のものは前に述べたるか如き事情あるものにして之れを以て始めより勞銀を少額に見積りたるものとは謂ふへからず畢竟帳簿上の差引勘定たるに過ぎざるか故に國庫經濟の上に於ては實際の損益を見るにあらず唯た無用の手數を省略するに過ぎず

和蘭に於ては作業の成績を調査するに價格を以てせずして數量を以てす

作業の成績を獎勵するか爲めに其收入の一部を割き賃錢又は報酬として之を囚人に給與すること各國皆然らざるはなし

囚人は監獄に於ける勞働に對して當然工錢を得るの權利を有するものなりや將た監獄は便宜上幾分の工錢を恩惠的に給與すへき性質のものなるやの問題に就ては余は別に之を詳論する所あるへし我國に於ける刑法及び監獄則の規定に

依れば監獄は當然幾分の工錢を給與せざるべからざる法律上の義務を有するものゝ如し(刑法第二十五條監獄則第二十二條)而して給與工錢の割合は左の如し

一、初入囚には重罪四十分の二輕罪四十分の三

一、再入者には重罪四十分の一輕罪四十分の二

賞表の得數に依り重罪囚は十分の三乃至五輕罪囚は十分の四乃至六を給與す

(施行細則第四十七條及第九十四條)

國家は行刑に關する諸般の費用を負擔するの代償として行刑の結果たる作業所得を國庫に收入するの權利あるべきは事理の當さに然るべき所とす然るに彼れ囚人も亦た有情の者、希望なき勞働に従事するの結果は勢ひ困憊を速かにし自棄を餘義なくし終に經濟上、收入減少の傾向あるを免かれざるのみならず感化上亦た彼れ赤貧倚賴する所なき囚人をして出獄善後の法を得せしむる所以の道に非らず是れ則ち各國の獄制多くは囚人に對し賞與(Arbeitslohn)若くは工錢(Arbeitslohn)として作業所得の幾分(Arbeitsverdienstteil)を給與する規定ある所以なり(中略)工錢給與の旨義に就ては贈與的(der Arbeitsverdienstteil ist ein Geschenk)及び權利的(der Verdienstteil ist Lohn fuer geleistete Arbeit)給與の兩派あり贈與的とは即ち工錢を以て囚人の勉勵及び改悛に對する報賞となす所のものにして所謂贈與契約の性質を以て之れに給與するものとす故に此主義に依れば未だ囚人の手

に交付せざる間は囚人は之れに對し完全の所有權を有せざるものにして與奪一に監署の權に屬し怠慢あれば之を奪ひ損害あれば之を償ひ出獄後と雖とも亦た或る條件の下に之を取捨し其他の差押物件として之を拘制するを拒み本人死亡の場合に於ては直ちに之を監署に沒收す普國其他歐洲各國に於ける多數の獄制は大概此主義を採るものゝ如し(中略)權利的とは囚人は勞働に對し賃錢の權利あるものなりと認め法律を以て其給與及び給與額の割合を明定し工錢を以て直ちに其所有に移すもの則ち是れなり此主義にあつては苟くも勞働あれば其勉否若くは行狀の如何に拘はらず相當の工錢は必らず之れに交付するを要し工錢は普通携有の貨物と同じく之を保管するの義務を有し本人死亡の場合に於ては其相續權ある者に之を轉致す佛國及び和蘭の獄制は此主義に依り我國の規定刑法第二十五條及監獄則第二十二條も亦た之を繼受するものゝ如し(拙著監獄學六八九頁以下)

強制勞役に従事すべき囚人が普通勞働者と同じく其の勞働に對して當然工錢を所得する權利を有すとの説故ワールベル博士の如きは専ら此説を主張せりは絕對に之を否認せざるを得すと雖も然かも工錢は民法上の恩惠贈與の性質を有するものなりとの見解も余の同意を表する能はざる所なり何となれば工錢は贈與契約に固有なる受贈者に對し其の財産上の利益を増加せしむるの意思(das Bel-

abwerthen des Empfindens)を以て之を給與するに非らずして其の基く所は之れに依つて刑の目的即ち囚人を改良し再犯を防護する所以の旨趣を貫徹せんと欲するに外ならずればなり畢竟するに工錢は公權 (öffentliches Recht) 執行の作用にして始めより權利的又は贈與的と稱するか如き私法的性質を有するものに非らず其の幾何の割合を給與すべきや又は如何なる場合に之を處分するやと云ふか如きは一に之を行政的行爲に放任すべきものなりと信す

千八百九十五年巴黎に於て開設せる萬國監獄會議に於ては囚人の勞役に對し當然其の工錢 Arbeitslohn を給與せらるべき權利を有するや否やの問題第二部第四問に對し囚人は工錢を給與せらるべき權利を有する者に非らず但し給與として所得の幾分を惠與するは國家の利益なりと認むと議決せり

所謂給與工錢なるもの即ち是れなり囚人に工錢を給與することは經濟上及行刑上の必要理由に基くものなりとす何となれば囚人は之れに依て其の勞働の價直を辨識し一面には之れに依り勤勉精勵を促かすの誘因となり一面には其の貯蓄を以て出獄後の生計に資する所あるを得せしむべければなり然れとも所謂給與工錢なるもの額は餘りに大きに失すべからず何となれば普通勞働者が終日營々刻苦して得る所の賃銀は大部分其の糊口の資に供し實際貯蓄し得る所の極めて少額なるべきに反し若し囚人をして多額の工錢を得せしむるか如きことありとせば當だに普

通勞働者と其の均衡を失するのみならず偶ま彼れをして貯蓄の容易ならざる觀念を忘却せしむるに至るを免かれざればなり

米國フカラテルフキヤの監獄に於ては給與工錢の割合頗る豊富なり現に余が視察の當時或る一年九ヶ月の處刑を受けたる囚人が短期間に三十八弗我が七十

## 論

六圓の工錢を贏け得て出獄したるの事實を聴けり  
又各國監獄制度中往々工錢を以て食物其他嗜好物の購求を許すの規定あり  
我監獄に於ては二圓以上の領置工錢を有し行狀方正作業勵精なる者に對し其請ひに依り工錢を以て食物購求を許す施行細則第五十九條の規定ありと雖も近來は實際に於て成るべく之を許可せざるの方針を採れり明治三十二年度の調査に依れば我監獄に於ける囚人の所有に屬する給與工錢の領置額總計は二十一万八千餘圓とす

## 説

此くの如きは最も嚴重なる制限を加ふるの場合に格別漫りに囚人の希望に従て之を許可するか如きは抑も不條理の甚しきものなりと謂はざるを得ず何となれば之れに依り囚人をして物質的慾望即ち彼れをして犯罪に至らしめたる重なる誘因を益々増進せしめ且つ普通生活の困難なる即ち幾多の普通勞働者が粒々辛苦して尙は容易に其の慾望を充たす能はざるの事情を知悉せしむる能はざるの恐れあればなり尤も若し多くの工錢を給與し或は食物購求等の自由を許るときは其の結

果監獄作業の成績を奨励し収入の増加を希圖するのの上に於て顯著の效果あるべしと雖も此くの如きは決して眞率なる行刑の面目を維持し能く其の目的を達する方法を得たるものとは謂ふべからず

食物購求制度は給養不足時代の遺物にして改良せられたる今日の獄制に於て尙ほ之か存在を見るは實に監獄の汚辱たるのみならずまた嚴正なる行刑の体面を毀損するものなりと謂ふべし是を以て斯道有職者の内には近來頗りに之れか全廢を主張する者あるを見るに至れり諾威、撒遜、匈牙利等諸國に於ては既に之れか全廢を實行せり此の制度は囚人の健康保全の必要上、急に之を全廢する能はざるべしとの杞憂を抱く者ありと雖も監獄衛生學の恭斗たるペール、ヂエール等の如きは健康保全上、毫も此の制度を存するの必要を認めずと斷言せり食物購求制の存在するか爲めに囚人が如何に其の所得工錢をは有害無益のことに濫費するやの一斑を示すべし

魯國

作業収入額合計 三、三四七、四二七

役 監 給與工錢 四八九、七九六

即ち收入額に對する 百分の一四六三

給與工錢の内

購求食物支出額 二、三六、四三八

即ち給與工錢額に對する 百分の四八二七

家族扶助支出額 二〇九九九

全上

百分の四、二九

佛國

作業収入額合計 三、八七六、八三八

給與工錢 一、七二七、五一〇

即ち收入額に對する 百分の四四、五六

給與工錢の内

購求食物支出額 七四四、一九四

即ち給與工錢額に對する 百分の四三〇八

家族扶助費支出額 七、七六四二

全上

百分の四四、九

要するに工錢は出獄後囚人の秩序的な生活の道に就くの資に充てしむるを以て目的とし適度の金額をば粒々辛苦の餘に貯蓄するの習慣を養成せしむるを要す

監獄に於ける作業収入の増加を努めんとするの風潮は一時歐米各國に於て盛んに行はれたる所なりしが我國も亦た近來稍々其の傾向あるを見る其の目的を達するの手段として或は監獄官吏殊に作業に關係ある者に對し曾て収入の幾割を賞與する方法を實行し或は現に實行しつゝあるか如きことあり官吏は成るべく其の賞與額の多からんことを欲するか爲めに緻密周到の注意奮勵を加ふるの結果、著るしく作業の収入を増加し得ること勿論なりと雖も然かも之れか爲めに官吏は其の行刑の本務を忘れて漫に作業の督勵に汲々し或は終に官吏の體面を傷け國家及び法律の威嚴を毀壞するに至るの危険あるを免れず故に縱令ひ多少の利益を得るの方法なりと雖も斯くの如きことは監獄行政上斷して排斥せざるべからざるなり之を要するに世間或は監獄の収入を以て之を其の行刑に要する支出の額と對照し収入額に依り支出額の大部分を辨償せしめざるべからずと論ずる者即ち収入の多管理の宜しきをありと雖も此くの如きは抑も誤解の甚しきものなりと謂はざるを得たるものなりと雖も此くの如きは抑も誤解の甚しきものなりと謂はざるを得ず斯くの如き誤解は一時、世の識者を以て稱せらるゝ者の口に唱道せられ殊に亞米利加の如きは一時盛んに之れを歡迎したるの結果、監獄は恰かも純然たる製造所の如く其の収入の多き或は之を以て行刑に關する全部の費用を償ふに足り或は之を償ふて尙ほ若干の餘剰を見ると云ふか如き實況を呈するに至れり現に今日に於ても南部の所謂舊奴隸地方にあつては彼の「ライオシステム」に依り國家は

囚人を以て殆んど一の財源となすか如き觀なきに非らず而して其の監獄の治蹟如何と云ふに有識者は之を目して文明の大汚辱なりと絶叫するか如く殆んど一も行刑の條件を具備する所なしと謂ふも可なり

抑も行刑なるものは完全に之を組織するに從ひ益々社會を犯罪の危害より保全する所の刑事政策上及經濟政策上に於ける國家本然の職務を全からしむるものにして其の組織を完全ならしむるには勢ひ多額の經費を支出せざるべからず固とより監獄行政の進歩は同時に亦た多少作業の収入を増加するによるべしと雖も監獄作業は畢竟するに行刑の一段たるに過ぎず此の一段より生ずる所の利益の如きは自から始めより一定の限度あるべきものにして到底監獄行政の進歩に伴ひ漸次増加すべき所の經費と相追隨する能はざるべきは當然なり且つ夫れ作業の収入の如きは假令ひ方法に依り幾分か之を増加するを得るも是を以て犯罪か社會に加ふる所の直接間接の損害に比すれば其の之を償ふ上に於ては殆んど比較すべからざる少額なりと謂ふべく假令ひ監獄は作業に依つて毫も収入する所なしと假定するも若し果して監獄か能く其の目的即ち社會の犯罪を減少少くも再犯防遏の目的を達するを得ば之れか爲めに要する幾多の費用は其の實極めて廉價なるものなりと謂はざるを得ず

説

論

一

„Das Verbrechen fügt dann Strafe und der gesellschaft so grossen materiellen Schaden zu,

wenn es nur das Verbrechen und Verbrecher vermindert, sparsam zu nennen ist gegenüber dem billigen, welches das Verbrechen fördert und Verbrecher grossieht (Edward Livingston) 監獄、行刑に要する必要の費額を惜み、若くは漫に監獄作業の收入を計らんと欲するが如きは、抑も刑事政策及び經濟政策の本旨を解せざるものと云ふべし、況んや作業の收入を多からしめんと欲するの結果は彼の亞米利加に於て實驗せしか如き經濟政策上最も恐るべき危険の顯象を見るに至るを免かれざるに於てをや

左の一編前半は曾て本誌七月分雜誌に掲載せるも多少速記の誤譯等あるが爲めに今之を訂正し更に通續の便を計らむが爲めに全部を掲載することゝ爲せり讀者之を諒せよ

### ○司法警察に就て

(五月十五日於茶話會)

法學士 松井茂君 視

諸君、私は松井でございます、兩三日前に藤澤典獄が私の許に見えまして私に何か當會へ出てお話をするやうにと云ふこととございましたが固くお断り申しました次第で御坐います、然るに藤澤君は私の管轄に屬しまする處の警察權を濫用いたしました、是非とも此處に出て何か話をせよと云ふ嚴しい強談でございました

### 論

### 説

### (一)

頗る閉口いたしました、其權力の莫大にして都合に依ると行政執行法を適用して直接執行をやられるかも知れぬと存しまして遂にお承けを致しましたが元來此處に出て話をする種のないのに話すこととでございますから極めて苦しい、けれども既に承諾を致した以上は出ない譯には行かないので、今日は已むを得ず罷出たやうな次第でございます、そこで私は監獄上のことに就きましてのお話は到底出来ませぬが時があつたならば是非取調べたいと云ふ希望はあつたのです、それですから決して監獄に不熱心と云ふ譯ではないのでございます、つまり私は警察と消防の取調の命を受けた譯でございます、已むを得ず其方の調べが出来なかつたのでございます、私は去年の五月四日に當地を出立しましてさうして歐米を經ましてからして頃日此處に御出席の山下技師と一緒に歸りました次第でございます、其間多少諸君のお職向きに關係のあることを取調べないではなかつたのです、けれども如何せむ今日は能く秩序を立つて其お話をすると出来ないのでございます、例へば香港に於きまして監獄署を見ないではございませなんだ、又伯林に参りました時は諸君のお職向きに關係のある強制労働院に参りまして多少取調をしないでありません、其他犯罪者に最も關係のある處の既に出獄した處の者を保護すると云ふ方法に就て收容して居る場處へ行かないではありませなんだ、併

し今日はそれらの類のとお話をすることは出来ませぬからして、爰に極概略に諸君に多少御關係があると存じまするからして、此司法警察のことをお話し致そうと思ひます、そこで此司法警察に關係ある刑事巡査のと又は此刑事巡査を採用する方法、刑事警察の研究方法及は如何なる方法を以て司法警察の本務を盡して居るかとお云ふやうな類の話を簡単に話を致して實めを塞がうと思ひます、先づ伯林に就てお話を申し上げますれば、刑事警察と云ふ事は警視廳の直轄と相成りまして、日本の警察のやり方とは違ひまして、通常の警察區域とは異ひ別段に刑事の警察の區劃と云ふものを定めて居りまして、命令の二途に出でぬやうに致して居る次第でございます、通常の警察署の中にも刑事巡査は居りますけれども、此刑事巡査と云ふものは中央刑事部の出張員と云ふ資格を持つて居る次第でございます、此組織は我國に於ても頗る參照に供せなくちやならないことでございます、是まで我國に居りました時から此事を聞いて居りましたが、此成績は今日の我國の如き組織よりは宜からうと云ふことを感じたことでございます、又此司法警察と風俗警察との關係に就ても組織の點に於て一考を要すべき點があらうと思ひます、なぜなれば風俗警察と云ふ事は刑事警察の事柄に最も關聯を致して居るのでございます、我國に於きましても、昔からの沿革の上に於て犯罪人を風

## 論

## 説

俗警察の方面からして檢舉すると云ふことは御承知の通り昔の沿革は勿論のこと明治の今日に於ても頗る其經歷があるのでございます、況んや賣淫婦と申しまするものは私の信ずる處に依りますれば、社會の進歩と伴つて益、犯罪の根據になると云ふことが言へるであらうと云ふことを信じて疑はぬのでございます、我國の賣淫婦は或は比較的に向うの賣淫婦に比べましたならば、極めて温順であつて人の金を貪つて人の物を盗んだりすると云ふやうな悪いことは先づ今日に於きましては、或は比較的少いかも分らない、併しながら必ずや、社會の進歩に伴つて此淫を誘ふと云ふやうな類の者達は、唯、金錢の爲に淫を賣るのみならず甚しきは殺人を行ふことと云ふやうな類の者達は、唯、金錢の爲に淫を賣るのみならず甚しきは論のこと、お客の有して居る處の金錢物品を盗むと云ふ様のこととは必ずや發生するであらうと思ひますから之は今より戒めなければならぬと思ひます、又之が媒介者と云ふものに就ては我國に於きましても今日まで警察に於て非常に注意を致して居り、立法上でも此媒合容止と云ふことに就ては昔からの沿革上氣を付けて居りますけれども、これから先き社會の進歩し文明の弊を醸すに至りましてはもつと悪い方の程度に進みはしないかと云ふことを恐れるのでございます、此豫防策は別問題と致しまして、兎に角今日まで風俗警察の沿革上、事實の上にて犯罪行為の一層進みつゝあると云ふことは動かすべからざる事實でありて是等は悉

く犯罪と云ふものゝ根據になる次第でございます。これらの原因でございます。うか風俗警察と云ふものと刑事警察と云ふものを伯林の警視廳に於きましては我國の警視廳の組織と同じやうに別々に分けて居つたのでございます。丁度私の主管の系統として警視廳の第二部に風俗警察が屬して、司法警察は御承知の通り一部長の指揮監督に屬して居る、それと同じやうに伯林でも兩方別々になつて居つたのでございます。則ち風俗警察は千八百七十七年に於ては刑事警察の部よりは分離せられたりと雖ども千八百八十六年三月二十一日の訓令にて又々第四局の一部に編入せらるゝに至りました。或は理屈の上に於きましては別々になる方からよつと正當であるかの如き外見を呈して居りますが、經驗に依り事實に依り此組織は宜くないと云ふことに氣付きまして、伯林では其組織を變へまして、司法警察の系統の方に此風俗警察と云ふものを屬せさせたのであります。其後其制度を變へまして前の通りに風俗と司法と別々の警察に分けましたが現今に於ては又々其制度を引つ繰返しまして、今日は司法警察と風俗警察と云ふものが同じやうな工合に組織せられ伯林の市の區劃をも同様に分けまして車の兩輪の如く相携へて、司法警察の所管の下に其内輪の方の分類として主任は多少違へて居るでありませうけれども、互に手に手を携へ同一の部長が指揮監督をして居ると云ふことが今日の現在の組織でございます。此組織は蓋し彼國の經驗に依り沿革に依

## 論

## 説

(七一)

つて此制度を執つたことでございますからして、先進國の一の經驗と云ふことに重きを置いたならば、我國に於ても多少参考に供すべきものではないかと云ふことを感じたことでございます。尤もこれは伯林に就ての組織でございます。其他の國は必ずしも之と同一と云ふ譯ではございませぬ。此刑事警察と云ふものと風俗警察と云ふものと全く別になつて居る處も澤山ございます。寧ろ伯林のやうな處は例外であるやうに見受けた次第でございます。次に此司法警察に就きまして諸君に最も御紹介いたしたき處は、獨逸のハンブルクと云ふ處でございます。ハンブルクは世界に於ける處の第三番目の大なる港でございます。國は益々富み人民は非常に活達の精神を持つて居る有爲なる處の人民でございます。警察に於ても世界の模範と稱し得べき處の土地柄でございます。消防の如きは申すまでもないが、病院の類の如きも頗る世界に於て牛耳を執つて居ると云ふとてあります。殊にハンブルクの司法警察は諸君の記憶に留めて置いて戴きたいと思ふ程の効果があると認められたのでございます。蓋し此原因はハンブルクは斯の如く萬事のとに付て注意して居ると云ふ原因ばかりでなくして、其司法警察其物に屬して居つた處の部長其者と云ふ者が有力な人であつて、頗る有爲な人であつたのである。それは則ち現時の警察長官のファクトルツセルと云ふ人である。此人が全体元ハンブルクの司法警察の長官であつて、さうして

以來此二三年以前に警察の長官に轉任したのである、まして此人が今は警察の長官として、司法警察は元自分が部長をして居つた處の經驗があると云ふので、非常に此司法警察と云ふことに就て氣を付けて居る、故に此方の發達と云ふものは頗る觀るべき處の跡がある次第でございます、惜此ハンブルクの刑事區劃と云ふものは伯林と同じやうな工合に通常の警察署の區劃と全く別になりて居ります、ハンブルグでは區劃を先づ十二に分けまして、刑事上に専門なる警察官を特別の機關として置いて居る、又刑事警察署と云ふものがありて、一の刑事警察署に於きましては十人乃至二十一人ばかりの刑事調査が居ります、それに反して通常の警察署の数は四十二でございます、故に十ばかり此刑事の警察署の數と云ふものが少いと云ふこととでございます、此等の組織は彼國に於ては萬事物事を分科し専門的になつて居るが爲に斯の如き處の組織を執るのであつて、ツマリ社會の進歩と共に物が分れると云ふことは其物が進んで行く處の兆候に外ならぬのであるからして、刑事警察の組織もハンブルグ伯林の如きは斯う云ふ結果を呈したのであろうと感じたこととでございます

次に刑事調査と云ふものは日本と同じやうに通常平服を着て居るが原則でございます、まして、刑事調査養成の學校などに於きまして迄も平服を着て居つて決して制服などは着せないのでございます、之は畢竟人民に將來刑事調査たるべき者を紹介すると云ふことは申すまでもなく不利益なことであるからして、此點は何でもなきことの様でありますご注意ください、存じます、我警視廳に於て刑事調査を養成するに當りて制服を着せるのは如何であらうかと感ずるのでございます、尤も例外として刑事調査に制服を着させることがないてはありませぬ、例へば一の大なる儀式があるとか云ふやうな類の時に制服を着て通常の調査の中に交つてからして出ることもありますが、先づそれは例外であると謂はなければならぬのでございます、さうして此刑事調査は日本と同じやうに、寧ろ日本が眞似をしたのかも知れませぬが、平服を着て居つて、さうして警察官の證と云ふものを持つて居る、是は處に依つて厚紙になつて居る處もある、或は軽い金屬で拵へたものもある、さうして通常調査には五番とか、六番とか、云ふ様に番號が標に付いて居る、それと同じやうに刑事調査も百番なら百番の調査として札に番號を記して又ハンブルグの警察署と云ふことをも裏に彫つてありて、それを以て刑事調査たるの證として居る、是は獨り刑事調査のみならず之を監督して居る處の刑事の警部の如き人も斯の如きものを持つて居る、それで唯今は先づ獨逸に於て、ハンブルグ及伯林の司法警察の組織の、随分立派なものであるといふことを申上げたので、他にも獨乙に於ては澤山また色々の市府の司法警察をも見ましたけれども、それらは特に耳新しいと云ふことを感じなかつたてす故に、是等のことを一々申

## 論

## 説

上げるとは略しまして、瑞西國のチュリッ市の事を申し上げませう、此處に於ける司法警察の組織に於ては少しく異様の感じがする、是は畢竟沿革の然らしむる處でありませうが、チュリッヒと申しまする處ではカントンの警察と稱するものである、詰り之は瑞西に於ては丁度一種の國の警察のやうなものに當るので御坐ります、何となれば此種の警察の外に別に自治團體の警察がある、それで昔は詰ておき今日では此カントンの警察に於きましては全く司法警察のことばかりをやつて居る、故にチュリッヒに於てはカントンの警察と云ふことは事實上刑事警察と云ふことになつて居る、乍去諸君は一般に瑞西國のカントーン警察が皆さう云ふ具合になつて居ると誤解せられてはならぬ、なせなれば、處に依り其範圍は違つて居る、そこで私は此チュリッヒの刑事警察の建物の如きは頗る立派にして、廣大なる、非常に完全なるものであると云ふことを感じた次第でございます其機關の組織はどんな工合になつて居るかと云ふと、其警察署の長には一人の警察大尉があり、其次には警察中尉、又其下には二人の警察少尉が居る、それから又之に附隨して色々の役人が居りますが、此警察少尉とか、警察大尉とか云ふ類の役向は獨乙國埃國等に比すれば司法警察の官吏としては少しく異様の感覺が致す様に見受けました、是は畢竟事實上はチュリッヒに於ては司法警察なるも名譽上に於ては厭迄もカントンの警察であるからと云ふ理由ではないかと推察しま

## 論

## 説

(一)

す、又全體警察大尉とか、警察少尉とか云ふ役向は、一般に獨乙などに於ては我國の警察に例を採り御話すれば警視廳にありては昔の巡查本部即ち今の第一部とか云ふ處の役人に屬する名稱である、チュリッヒと云ふ處は瑞西では有名な處であります、我東京などよりも餘程狭い、併し乍らチュリッヒとしては此司法警察機關の人数が割合に多い、刑事巡查斗りでも四十五人居ります、又此刑事警察署の構造は最も完全で、あらゆる装置が殆ど至れり盡せりでございます、此點に付ては有名なハンブルクの刑事警察と雖も遠く及ぶ處ではない、蓋し最も新しい處の建物でありますからして、あらゆる装置が完全に整つて居るといふことは今更申すまでもない、のみならず甚しきは刑事巡查其者をば留置すべき室までが出来て居るのである、又尚ほ我々の眼には多少異様に映じたのは刑事警察官が互に少しく身體の勞れた場合には一杯傾ける處の室がある、即ち言葉を換へて言つたならば葡萄酒……赤葡萄酒と白葡萄酒と兩方を四樽ばかりを貯藏してある處の酒舗とも稱すべき可なり大なる室がある、そこへコップを持つて往つて一杯引つかけることも出来ると云ふ組織でございます、其刑事警察署の長官なる警察大尉ドクトルラツホルト氏は私を其室に導きまして私にも一二杯の葡萄酒を御馳走したのでございます、兎に角斯の如き葡萄酒蓄室迄もある處は是まで私の見た處にはないこととございます。

次に此刑事警察に就きまして私の感じました一つは奥地利の維持でございます。是は刑事警察の組織の上に於きまして分擔と云ふことが非常に細かく出来て居ると云ふことで、同時に其主任の人々は非常に學問があつて、又非常に機敏な人たるの様に御坐いました、従つて俸給も高ひとの事で御坐います、今其分類の事を申上れば、例へば爰に詐欺取財取調のことばかりに關係する主任があれば、其隣の室には窃盜取調主任又其先きには強盜尙又其隣は貨幣偽造取調の主任と、斯う云ふ王合に分類が整然として出来て居り、此上に課長があり又其上には部長がある、而して其主任たるべき刑事の警察官たる者は勿論皆平服を着て居つて、其主管に屬する事務は細大洩さず處理して居る、例へば私が拘摸取調主任の某學士の室に參いた、さうすると其の主任の先生は犯罪から持上がつた處の種々の贓品を頻りに審視して居つた、亦種々の檢舉上に必要なる特徴を自分で直接に手を下して書きよる、蓋し斯の如く分業方法を執つた所以は、窃盜なれば窃盜と云ふ類の系統を研究いたしますれば又詐欺取財に關係のあることもあり、従つて他の關係をも併せて取調る必要もありませんから、ツマリ分業で調べたからと言つて其物の關係は關係として調べなければならぬ、故に刑事の類のやうなことに於きまして、斯の如き處の分擔其方法宜しきを得て監督も亦着眼を旨くして行つたならば必ず其成績が悪いととは言へない、其成績が悪いととは言へないのみならず、今日奥

地利の維持の經驗に依れば此成績が頗る良好であると云ふことであつて、刑事の課長は頗る私に得意に其成績を誇つて居つた亦此刑事部長は甚だ部下に徳望がある人で御坐います

## 論

次に刑事巡査を採用することに付て一言御參考に供して見たいと思ひます、刑事巡査は如何なる方法を以て採用するかと云ふことは我國に於ても今日まで頗る問題である、然るに今日は御承知の通り常務巡査の中からして講習生を出して講習しつゝあると云ふことは我今日の東京の現況でございまして、此講習生と云ふものは御承知の通り地方からも澤山来て居る、既に數回の卒業者を出した次第でございまして、此刑事巡査をどんな方法に依つて向うの國では採用して居るかと云ふと、先づ原則と致しましては何れの國も我國と同じやうに常務巡査からして採用して居る否我東京でも其方法を準用したのである、今日まで我國に於ては刑事と云ふものは特別の技術を要するが故に常務巡査から之を採用すると云ふことはいかないと云ふことは積年の我國の議論であるにも拘はらず、殊に我國の東京では其慣習を破りつゝあると云ふやうなことである、これは尤も千萬の處置であつて常務巡査中にも刑事巡査に採用すべき適當なる人才は澤山あるのである、又刑事巡査を如何にして採用すると云ふ御話をする前には一言通常の巡査をどう云ふ風に採用するかと云ふことを申さなければならぬ、獨逸に於きましては通常

の巡査となる者は兵卒から採る、此兵卒は六箇年の間兵役に従事した處の者である、之を教習所に入れまして、試験の上身躰健全なる者を通常巡査となし又其通常巡査の中からして又特別の技倆があつて、機敏であつて、如何にも刑事の思想に長けて居るやうな者を再び拔擢いたしましたして、東京と同じやうな工合に刑事學校に入れまして、此刑事學校に依つて色々な規定がないではございませぬが、通常三箇月乃至六箇月間の講習期間である、其教師は無論尤も刑事に堪能なる處の警部若しくは巡査部長と云ふやうな人達を以て之に充てまして、十分に之を養成し、再び試験の上で初めて之を刑事巡査に採用すると云ふことが通常のやり方でございます、併ながら此塊地利のウヰナーと云ふやうな處に於きましては之に例外がございます、刑事巡査を常務巡査よりも採り又刑事に特別の技能ある者を試験の上で採用して居ります、又喉者としては其他に向科者のやうな者をも手先に使つて居ります、又其他の國でも裏面に至りましては此途は何れ同じやうなことでございませう、現に私が阿蘭土のロツテルダムの警察長官ブルムールン氏は私が貴地には女子の喉者は之を用ひざるやとの間に對し實は秘密なれども或一人は採用したりしが今は其者死して敏腕の手足を失ひたりと答へられたり、チユーロに於ては試験で假に刑事巡査を採用いたしたる後、一箇年の間は見習として練習を致させまして、さうして試験の上で確然採用いたすと云ふやうな次第でこ

## 論

## 説

ざいます  
次に進んで刑事巡査教習のことを一言いたしたいと思ひます、刑事巡査を教習いたします處の最も立派なる處の機關は即ち教師である、其教師は先きに申すやうな工合に最も實地的に堪能なる處の人が之に當りてやらなければならぬのでありて、濫りに空論を吐いてむつかしいことを言ふやうでは此刑事巡査を養成することは出来な、如何に學校が出来たからと言つて、教師其人が宜しきを得ないならば其成績の擧らざることは固より論を俟たぬことである  
次に刑事巡査の教習のことに就きまして最も必要な事柄は刑事の博物館と云ふものである、此種の博物館は伯林、倫敦は勿論漢堡、維納、チユーロ等の如き何れも其刑事上に關係ある處の物品を蒐集して居るのであつて、さうして刑事巡査にならむと欲する志願者を此處に入れまして實地に就て説明をなし頭腦を培養いたすのでございまして、刑事巡査を養成する爲には此博物館の設備は最も必要なるものでございまして、此點に就てはハンブルグの刑事博物館は最も注意すべき處の點がございまして、それに亞いでウヰナー、伯林なども多少觀るに足りる、是等のことは又我國に於ても犯罪の用に供した處の物を集めて説明書を付けて之を教へると云ふことは最も必要であらうと思ひます、是等陳列室にある品物は第一に寫眞の如きものは最も必要であつて、殺人犯等の寫眞は勿論殺人を行ひ

たる場所の寫眞……それからキヌマで製したる足跡、又は血痕の色を示せる模形、ツマリ血色は月日を経ば變遷する故、何箇月經過すると如何に變遷すると云ふ具合に夫れ、血色を示したるものなり、其他鋸齒の摸擬せる合鍵の類、或はどんな工合に構造したものであると云ふことを十分に知らず爲に色々の種類の鍵を集めたり、或は銃殺して殺される場合にはどの位の傷で死ぬるものであるかと云ふとを示す爲に殊に傷所を摸形に入寫したり、尙其外數へ來つたならば澤山ある、或は革包の壞はし方はどんな工合にしたものであるかと云ふことの類……曾て私が聞いたことがある、刑事の研究に就ては犯罪人は善良なる處の教師であること云ふことの一種の諺があると云ふことでございすが、蓋し此刑事博物館に於ける處の刑事陳列品を警察官の参考に供すると云ふことは、詰り間接に犯罪者から教を請ふと云ふ事實上の結果になつて、矢張り諺は旨いことを言つて居ると思つた、是等のことは我國に於ても最も能く研究すべきことであつて、餘程秩序的に分類を立てまして、配列しましたならば獨り司法警察官の爲のみならず此監獄の職に居らつしやいます處の諸君にも大に御參考になることであらうと思ふのでございすが、是迄之を行はざりしがやつて出來ないのでなくて爲さるる方ではないかと思ふのでございします

私は此度刑事に關係する寫眞を少しく持歸りましたから少しは諸君の御參考に供するものがないではない、二三日前に若林警察監獄學校幹事が私の許に參られまして、監獄科の生徒の方にも觀覽に供したいから説明して呉れないかと、云ふことで御座いましたから承諾致して置きましたから、尙不完全なる設備ではあります警察消防陳列室を御一覽に供する積りて御座ひます、其節には及ばずながら刑事のことに付きました或は伯林に付き、或は倫敦に付きましたお話を致したいと存します、全體刑事博物館などに飾つてある處の寫眞器具等は只専門家の研究に資する目的であつて公衆には觀覽を禁じて居ります、通常歐洲人に限りに斯の如き寫眞を見せると厭忌の情を起すのである、或時私はさう云ふ刑事に關係ある専門的の寫眞を持つて來てハイデルベルグと申す處の家に居る婆さんや娘などに見せましたるに驚いて仕舞つて隠れて仕舞つた

其次に刑事上犯罪檢舉上に尤も必要なるベルチロン氏の人身測量式に付て一言いたします、ベルチロンの式は今日殆ど廣い意味に於て世界通有的になりて居つて獨逸などは今日の現況に於きまして段々此ベルチロンの方式を用ひることになつて居りまして、大概大なる市府では此方法を採用して居りまして互に連絡を採る必要ある爲め伯林は之が中央部でありまして警視廳の刑事部に特別なる室の設けられます、又此ベルチロンの式を行ふには必ずしも悉く犯罪人を取ると云ふことになると大變金が要つて、是は余程金のある處の、ハンブルグ、ウヰナー、伯林

の如きはいざ知らず、貧乏な處は幾ら歐羅巴にしても之を行ふことは出来ないの御座います、故に例へば維納の如きは近來初めて此ベルチロン式を採用することゝなつたてす、さう云ふ次第でございませうからして此點に就ては我國に於ても先づ必要だと思ふ分のみ當分實行する様に致し經濟の許さむ限りは之を實行したいもので御坐います、我邦に於ても夙に古賀法律學士岡田法學博士は尤も熱心に之を主張せられ居るとして御坐ります、何卒早く之を實行致し度きもので御坐ります、此ベルチロンの人身の測量法に於ては、ハンブルクの如きも頗る完全なる者の一つでございまして、之に就ては現時の警察長官ドクトルロツセル氏頗る與りて力があります、維納の如きもウイント氏なる人非常に熱心なる主任者にて其成績頗る良好で御坐います、私が實見せる所に依るも頗る迅速に取調が出来る様に見受けました、丁度洋服屋が洋服の寸尺を計ると同様の調子で例へば私が犯罪人なりと假定せば個様な具合に立つて居るそうすると一人の測量主任は頭から足迄何尺と云へば書記は之を書き畢り次に直ちに測量主任は指の長何程と云へば書記は宜しと答へ種々の點を書し畢りたる後は次の番として他の犯罪人の順次となる何れの犯罪人も頗る不愉快相な顔付を致して居りました、又埃地利に於ては有名なるクライスと云ふ人刑事警察に關係せる大家でありて、此人も亦非常に熱心なるベルチロンのことを唱道して居るのでございします、亦伯林のクラット氏も斯

道に於ける熱心者で御坐りまして頃日之が著書さへ出版されました、此ベルチロン式の成績は得て互に研究し之が改良を計る爲時々該式を採用せる國々の委員會さへ開くことがあります

此ベルチロン式は先に云ふ如く各國悉く行つてはいない、例へば倫敦の如き白耳義のブリュツセルの如きは之を採用して居らぬ、尤もブリュツセルはベルチロン式でなくして較之に類似して居るものを採用して居る、又倫敦の如きはベルチロン式は是まで行つて居つたけれども、此二三年前以來之を廢して一種の指印法(ファイカーフロンチック)を採用して居る、此指の押し方に付ては五指とも悉く之が指先を押し肉筋を明瞭にし以て犯罪人を搜索して居ると云ふ次第でございませう、此式は比較的簡單で御坐います之が取調には數學上よりの割出も必要でありて按分比例が要る、兎に角此成績は頗る良好であると云ふことで御坐います、此指先の押方は黒印肉様のもので右と左の兩方の指先を悉く押し少しく爪先の方に押へる様に押し私に素より犯罪人ではないけれども頻りに當局者が試みに押しして見いと言ひますから押しして見た、例へば先づ以て拇指を押す、それから人指指と云ふ様に順次に押す、それから昆虫を見る眼鏡にて之れを見る、そうすると御承知の通りに此指先の纖維と云ふものが色々々に依つて異つて居る、實に十人十色である、それから中心から何本纖維があると云ふ様な具合に算用する、つまり此

指先の纖維斗りに依りて精密に數學的に分類を致せば之にて容易に犯罪人を發見する譯で御座います、私は未だ深くは研究しませんが之に關しては一冊の本も御座いまして警視總監エドワード氏は私に之を與へられまして非常に成績が良いと云ふことである、私にも貴君は此式に就て何と考へるかとの尋ねが御座いました、そこで私は未だ研究疎なる故批評は出来ませぬが中々實際的の様々考へますと申しました、ところが總監の言ふのには自分の經驗上に於ては最も是は真好であると重ねて申されました、其時私の取調たる話に依りますると九百人の中三百人だけは此捺印式に依りて發見したと云ふことである、尙他の六百人は押し方が不完全なる點があつたが、取調が出来なかつたと云ふことでございます、其次にちよつとお話を致して見たいと思ふてそは、刑事警察に關係する寫眞のことである、犯罪人を寫眞に取つて、さうして之を研究すると云ふことは今更申上げるまでもなく我邦に於ては既に氣付いて居る點でありて多少は實行して居る所もあるが殆ど云ふに足らぬ、そこで此寫眞の方法も彼地に於ては今日に至りては非常に發達を致して來たらしい、そこで是に就て日本に於ても大に注意しなければならぬのは、貧乏な國はどこでも兎角同じいことと寫眞撮影等の設備が不完全である、甚しきは寫眞の機械さへ備へなき所もある、此場合に必要と認むるときは寫眞屋に撮影を命ずるのである、或は請負として、毎年若干金を警察の方から

## 論

## 説

與へ偽類あるときは之に應ずる等の契約をせる所もある、其完全な處は申すまでもなく刑事部に立派なる處の寫眞を取る裝置がしてある、例へば維納などは是まではなかつたが此頃はさう云ふものを設けた又は主任の寫眞師が一人居つて、四人の助手が居る、其四人の助手は一面に於ては刑事事調査であつて、ベルチロンの式を行つて居るから一人は必ず寫眞を取らなければならぬ、又此寫眞のことに付て最も完全に見受けたのはハンブルグの司法警察部の寫眞部である、是は流石に漢堡丈けありて中々金を使つて居るやうである、試に警視廳陳列室に備付たる私の此度持つて歸りたる處の寫眞を御覽になつても其一端は御察が出来様と思ふ、又瑞西のチューリヒなどは是まで寫眞を依頼して居つたけれども、近時寫眞の設備も僅に一箇年八百圓斗りであるのを千二百圓迄に増したと云ふことで御座います

先づ以上は簡單でございまするが申述べたことは私が此度刑事警察のことに就てちよいと目撃いたした大要で御座りまして記憶に存して居ることを申上た次第で御座います

# ○看守五年不辭職の誓約を論ず

早崎 春香君

宣誓は古來何れの邦國を問はず之を慣用せざるはなし我國の如き古代は之を神明に誓ひ中世以降専ら良心に誓ふ彼の武門武士の間に在りては之を金打と稱し言を食まざるの確證として頗る有力の方法たりしなり今代に至りて更に文書を作り之に署名捺印の形式を要することとなりたるは蓋し民情自然の變化に因ると雖も亦以て宣誓の價値を減却せしめたるの觀なき能はず

刑事訴訟法第二百二十二條に於ける證人の宣誓は公益上已むを得ざる必要あるに因ると雖も看守採用規則の誓文は單に自己一身の行動を確保するか爲めに表示する所の方法たるに過ぎず元來何人も自己の證言を爲し能はずとは法の原則なるにも拘らず國家が強て此の證言を爲さしむるは果して妥當の措置と言ふを得べきか、況んや判任を以て待遇すへき國家役員たる看守を採用するに當り猶ほ斯る誓文を徵す是れ取るも直さず國家躬ら國家を疑ふものにして吾人は聊か不審の感なき能はざるなり

凡そ事物の緩急は各其時勢に従て異ならざるを得ず看守五年不辭職の誓約も亦其當時に於て必要ありしならん然れとも今日より之を視るときは寧ろ害ありて益なきものゝ如し抑も宣誓は刑罰に於ける證人の如く初より義務として自ら欲せざる所の者に對し之を行ふべく志願に基因せる看守の如き權利として自ら欲する所の者に對し之を行ふ恰も膠の上に糊するか如く何の効か之あらん請ふ左表に就て其事實の經ひざるを見るへし

## 看守任免比較

任免別	年別					
	明治廿九年	全三十年	全卅一年	全卅二年	全卅三年	全三十四年
新任	五三	七四	七〇	六三	五七	二七
退任	一一	七	六	四	一五	四
五年以上	五八	七〇	三九	六一	六五	二四
五年未満	七〇	七七	四五	六五	八〇	二八
職計						

此に至て彼の宣誓は眞實にあらずして虚偽なることを知る、宜なる哉其宣誓を破り職を罷むる者頗々跡を絶たざること事情已に此の如くなるにも拘らず尙ほ斯る形式を以て之れを拘束せんとす恐くは國家躬ら其失を招致するものにあらざるなきを得んや

誓約限内職を罷むる者は之を懲罰免職とす故に爾後二年を経過するにあらされは再ひ其官職に就く能はざること看守採用規則の上に於て規定せらる、是れ所謂宣

誓に違反せる者に加ふる所の制裁にして其法憲に良好なるが如しと雖も實際に就て穿鑿するときは彼の制裁たる甚た薄弱なる事實あるを奈何せん、何をか薄弱なる事實と謂ふ、曰く上等司獄官の推薦是なり曾て甲の監獄に看守たりし者誓約限内職を罷むるの故を以て懲罰免職せらる、然るに彼れ乙監獄の上等司獄官に知己あり、苟かに實を告げて以て乙監獄に採用せらる、此の如きもの比々之あるを聞く是れ法を無視せる不常の措置なるか如しと雖も畢竟法の苛酷に過ぎて之を罷むる者の情實甚だ惡むべきものなきに因るか故なり、亦以て宣誓の時勢に適せざる所以を知るに足らんか

且に恩給の上より觀察せんか誓則即ち巡查看守給助例第一條第一號所掲の如く勤績滿五年以上にして退職する者には一時金を給與し五年未滿の者に給與せられざるは是れ其一方に五年の誓約あるに職由すればなり然るに本年法律第三十八號巡查看守退職料及遺族扶助法に據れば五年の制限は廢をも止めず同法第一條に於て十年以上勤績の者に退職料を給し、第二條に於て一年以上十年未滿の者に一時金を給するの規定を設けられたり、之に由て是を觀れば五年の標準は今や全く繰る所なきに至れるか如く爾り

論し來れば看守五年不辭職の誓約は今や實に無益の形式たるに過ぎず猶進みて之に伴ふ所の弊害如何と一顧するに

## 論

## 説

第一國家は此誓約あるか爲に其看守を得ざる失あるへし、所以如何にとならは偶と適當の才能を備へたる人物あるも看守となるには先づ五年不辭職の誓約を爲さざるへからず、而て一朝破約せば滿二々年間官途禁制とありては何分奮發し兼ねる向多かるへければなり、若し國家にして此誓約を撤去し廣く門戸を開きて斯る輩を招き出入進退其自由に一任せむか、一旦奉職して日に月を重ね、月に年を積む間に罪惡矯正の妙味を覺り案外面白き事業なれば永く在職せむと決心する者なきにしも限らざるへし、斯くてこそ却て國家が誓約を設けたる趣旨には適ふへけれ、尤斯る人物は多分になかるへしとの異論あらむかなれども右様の人物は強ちに多きを要せず凡そ一監四五輩もあらは看守全體を風靡すること出来得へければ余輩は徒た多數の雜兵を無理々々足留めせむよりは寧ろ少數の人物を得て自ら樂みて其職に留まらしむる工夫こそ國家の爲には大切なれと信せざるを得ざるなり

第二此誓約ある爲に無數の壯輩を不徳に陥らしむる失あり、所以如何にとならは五年の誓約を遵守するものは少數にして破約者の多數なることは前掲の表面に明瞭なればなり、而して其違犯者は懲罰免職せらるゝを常規とす、さて其免職せられたる無數の壯輩は如何に正しく己れを持するかと願るに彼のよき世話人を得たるはよし否らされは先づ第一に前職を包蔵して再職三職甲地乙地轉々

極りなく此處彼處に破約の罪を犯し習ひ性となりて容易に誓ひ容易に破り終に一身を善真に保つこと能はず、金の借り倒し、物の買ひ懸りなど少しも耻る處なきに至るもの少しとせず

第三免職看守の父母妻子を路頭に迷はしむること説明を要せざるへし

第四其妻子をして終に罪惡に近かしむ、所以如何にとならは看守の一朝免職となるや前途を想へは滿二十九年官吏禁制の制限あり左右には妻子の饑寒に泣くあり進退谷りて妻を下女奉公、猶淺猿敷は茶屋奉公などに住み込みしめ子女の教育を怠りては盜兒の群に投せしむるなど世に珍らしきことにしもあらず

大凡此等の弊害計へ上くれは數限りもなきことにて何れも國家の爲に善と觀るべき點あるを知らずそれも何にか甚しき失體を醸し免職となりたらむ者は格別なれとも今日の實際に於て五年云々の誓約違反により免職となる者は多く四十年以下血氣盛りの青年にして所謂一朝の怒に其身を忘れて上官と争ひ前後の分別もなく辭表を捧げ懲罰免職の辭令を受くるや忽にして前非を悔悟するの類にして淡白に言は、寧ろ無邪氣の一青年とも言はるべく其中には隨分將來有望の人物もあり否寧ろ有爲の人物は此等の輩に多きこと余輩の日常實驗する所なるに然るに國家は尙ほ五年云々の誓約を固執するの理由ありとするや或は誓約なくは出入進退時ならすして不取締の結果を醸成すへしなど過慮する論者もあらむかなれとも此誓約

は年經たる藁繩と一般引締むれば引締むるほど切れてまた切るゝ趣あり所詮物の用に立つへからず寧ろ國家は思切りて此實用なき古繩を擲ち出入進退總て志願者の自由に一任し逃くる者は縛るぞといふか如きからおどしの狂言を止めにして誠心誠意以て看守を迎へ看守亦誠心誠意以て之に酬ゆるの趣向に改められむこと余輩の切に望みて止まざる處なり

余輩は斯る希望を有すと同時に亦無邪氣なる多數の青年を誓約違反なる男子體面上の大失體に陥れ延いて其父母妻子を路頭に迷はしめ尙進みては其子女を道徳上刑法上の罪惡に近かしむるに忍びず明治卅一年末以來五年未滿にして退職せむとする者を一も二もなく懲罰免職するの慣例に習はず苟も正當の理由ありと看做し得らるゝ限りは依願免職とし而て其結果如何ばかりの不都合を生ずへきかを試験せしに其成績は現に前掲の表面に顯然たるか如く三十一年前懲罰免職したる時代に比し何等の差異をも生せず結局免職するもせざるも其歸一なることを發見し得たりと信す所謂腰掛志願者の多數なる此地方に於てさへ既に斯なりとせば舊城下にして武士道の嗜ある士族などの多數なる地方に於て此方法を實行せば其結果實に偉大の効果を見るべきは今更論するまでもなかるへし

因に記す三十二年、三十三年は看守の警察其他に轉することを拒まず殊に三十三年中監獄費の國庫支辨に移さるゝに際しては看守各自の希望に任せ寧ろ

轉任を勧めたる位のことなりし故に自ら五年未滿の退職者を増加したる氣味はありしかど併し猶之を三十年前(即ち懲罰免職時代)に比しては増加と云ふ程の増加を見ざるなり



### ○獄事小品

龍 涯 源 史

#### ○白耳義監獄囚人の日課

分房囚人の日課左の如し  
夏時刻五時起床、風琴は瀏唳として監内に響き渡り諸囚一同祈禱す此の間凡そ拾五分、五時半朝餐六時就役午時に到る其の間一時間の運動あり、運動場は花卉叢生し綠葉參差、藤葛古木を纏繞し幽趣寔に掬するに堪へたり、運動場の長さ五十呎幅十六呎また狭しと爲さず、午時十二時より一時間の間晝餐を喫す此の時間に於て監房内讀書習字算術を行ふことを得せしむ、一時より五時半に至る迄再び修業、其の勞作時間中一週間一回の講話及毎日の修學時間各々一時間あり、五時半より

六時迄晚餐とす、六時より八時二十分迄作業に就く而して後風琴はまた監の一方に奏せられ祈禱を捧げたる後九時に於て全く就寝す、一定の服役時間長は長なりと雖も而かも亦其の間に怡安暢神の時なくんばならず即ち各囚勞役中訪問を受けるの點是なりとす、各官吏は其の階級の尊卑に拘はらず總へて囚人を訪問し改善を責けざる可からざるの職責あり、一人の看守は二十五囚を監督するの責任を負ふ、其の勤務は常時監房内に在るを必要とし廊下を歩すを許さざるが故に従て各囚は看守一日勤務時間の二十五分一時間限宛訪問を受ける割合なりとす、其の他囚人はまた別に典獄副典獄看守長、教誨師三名教師、醫師二名の訪問を受くべし、毎日訪問を爲すべき人員に關する規定左の如し

典獄副典獄は各々毎日二十五囚を訪問し三人の教誨師は各々毎日監房に於て五時間勤務せざる可からず二人の醫師は各々病者診察の外一日拾貳囚を檢診せざる可からず

以上の訪問は五百囚内外の監獄に於て蓋し囚人をして寂寥を感せしめざる程度に於て頗る適當とすべきに似たり、卑見に依れば訪問の回数餘り頻繁に失するときは却て弊の伴ふあるを信ず、囚人をして訪問を受けしむるは一の實賜たるを感せしむべく頻繁なるときは勢ひ蒼蠅嫌忌の念を生じ感化上却て寸効なきに終はるべし

#### ○分房拘禁の除外囚

我邦の如き分房の極めて僅少なる監獄に在ては一層分房を利用するの心懸なかる可からず、此の故に兩三年前の典獄會議に於て主務者より懇ろに分房利用の方法を訓示せられたることありき、然るに今日之が實態に就て觀察するに往々其の當を得ざるものなきに非ず、白痴癩病者は如何なる分房監と雖も之を分房に收容するの策を探る可からず予の知る所に依れば巴丁の「アルツタール」分房監に於ては附屬舎なるものありて茲に雜居囚人三十名内外を拘禁すと謂ふ、而して此雜居監に於ては六年以上分房に拘禁し本人の諸語に依て雜居せしむる者(一)七十歳以上の老年者(二)心身健康の狀態に於て分房に適應せざる者(三)と爲せり、全部分房制度を採用するの監獄に於てすら尙多少の除外せざる可からざる種族あるを免かれず、今此除

#### ○割線圖書教育

監内教育に就ては予多少之を前號に述べたることもありたり、然れども尙一層熱心に茲に提議せざる可からざるものあり、即ち割線圖書教育是れなりとす、囚人は總へて是れ心性の邪曲なる者、邪曲なる心性を有する者は勢ひ縱横線を劃せしむるも尙直諒なるを得ず、一枝の鉛筆を把て直諒なる線を劃し得る者は所謂心性の直諒を示すに外ならず、千回一万回縱横に直諒なる線を得るに至る迄練習せしむるは彼等の性情を矯正するの教育法ならずや、之を是れ等閑に附し單に未投とのみ思惟するは抑々また圖書の爲めに悲まざるを得ず、歐洲に在て日曜教誨すら施行せざるの監獄に於ても尙教誨に代ゆるに此の圖書を以てするあり、圖書教育の重視せらるる、概ね斯の如し、我に在ては圖書を教科に編入せざる監獄なきに非らず、遺憾毋からず故に一言茲に追て諸賢の猛省を請ふ

○授學者に日記記入の習慣を養成せしむべし

授學者には粗末なる帳簿を與へ置き毎日授學時間

中日記を記入せしむるの習慣を作らしむべし、日記は日々の行爲を三省せしめ人世缺く可からざるの活歴史なり、房内常に彼等に携帯せしめ時あつて無聊の際には之を慰暢するの具若くは往事を追悔するの媒と爲り來事を慎むに至るの機と爲ることもあるべく且一面備忘録と爲つて所感須知の事項を細大記入して以て眞智眞能發達の基と作すに至るべし

### ○看守の教育方法

監獄官吏の教育訓練を施さすの必要は萬國監獄會議創刊以來常に各國の間に唱道せられたる所なりと雖も、事實上等司獄官吏の養成に於て我邦の如く熱心に計營企圖するものあるを見ず、此點に於て頗る誇るに足る者あり然れども尙看守の教養に就ては大に憾なきを得ず、警監學校の卒業生彬彬として各監獄必ず數名あるを見るの今日に於て看守の教養に就て一段の進歩を告げざる所以のものと思ふに看守教習に就て深く注意を加へざるに依らずんばならず、必ずしも看守教習所の規模を擴充せよとは謂はず、先づ宜く現支墨(殊に支署)看守部長看守の優秀なる者を撰拔し之に二三月間の教養を施こし而して後實務に従事せしむること、爲さば必ずや大に面目を改むるものあらむ、是れ實

### ○女監取締の教養

今日最も不備にして且急務を感ずるものは女監取締の教養訓練なりとす、法規として一も女監取締の教養を強制せず而かも亦實際各監之を等閑に附

### ○監獄未來の夢物語

筑 涯 閑 人

はしがき

せり、其所以を詰れば則ち曰く今日の女監取締は到底教養に堪へざる者なりと、妄言も亦甚だし、認するものに非ずや、一面女看守の撰擇は大に慎むて相當の品性ある者を採用するは勿論なりと雖も如何なる女看守と雖も縦令の讀書方なき者ありとは謂へ行刑の要旨を平易に説明するは即ち教養の一段にして極めて必要適切と謂はざる可からず、英國に於てもマンチニヌター、リバーブール

の兩監に女監取締の訓練所を設置し其の成績頗る觀るべきものありと謂ふ、由來最も感化し難き女囚を遇するに當つて女看守の教養を怠たるは即ち是れ將さに我國男官吏の無能を表白するものにして且男子の事業は勢い男性に着目するの偏僻たる議を免かる能はざるなり、若し夫れ一監獄にして女監守の數僅少なりとせば數縣聯合して教習を行ふも必ずしも不可なりとせず、予は寔に深く之を典獄諸賢に訴へざるを得ず

頃日小調を得て監獄未來記と題する獨乙本の小冊子を讀む。編者はドクトル、ネックニールと立派に署名してあるが是れは恐らく何人かの變名であつて、其實は矢張り斯道に關係ある其れ者の筆に成つたものであると思ふ。戯作とは云ふもの、讀みもて行くに従て益々趣味の深きを感じた所からして、一つ之を反譯して見よふと實に筆を執つて四五枚書き下して見たのであつた。所がナカク文体が面白く纏まり兼ねるので到頭倦氣が來て筆を投ずるの止むを得ざるに至つたもの、全く之を讀み放しにするも惜しいやふな未練も起り責めて筋書の大体なりとも紹介して置いたなら、他日何人か之を潤色して面白く一篇の夢物語を仕組む數寄者が現はるゝことのないとも限らぬと思ふて此に極めて荒らまかに其趣向の一と通ふりを述べることにした。

### 第一回(案内者は囚徒の一人)

人物は新出來の辨護士と言つたやふな灰髮男、此

男或日の氣まぐれに監獄の參觀を思ひ付いて、先づ東京で言つたら鳥鳴ともいふやうな監獄に刺つて並大體のことは參觀の許可も得られまいと幾分か疑念を抱いて居つたばかりでなく、寧ろ當つて碎けろで出来なければ夫れまでなり位の覺悟は持つて居つたのである。所が、典獄に遭つて來意を告げて見ると、案外容易に許可を與へて呉れたのみか、頗ぶる好意を表して歡迎にさらされたの上首尾で恰かも芝居が寄席へても行つて入らつしやいと本戸番に追従を受けたと同じやうな感じを持つたのである。勿論辯護士の肩書のあつたが爲めでもあらうが、文明典獄の模範とも謂はるべき人だけであつて、流石に昔し流の行刑密行主義を採るやうな頑冥連とは其撰を異にする所が見るのである。灰殻先生酷く其の寛宏の度量に敬服した譯である。典獄は自身で案内の勞を執るべきであつて、無據な差支へがあると言ふので、特に一人の案内者を豫定して呉れたのだが、其案内者と云ふのは囚徒の一人であつても念入りの習慣犯者で懲治場入りの抑もより奥州の果てから筑紫の隅み、監獄と云ふ監獄は殆んど全國に涉つて實験し盡く

した札附の代物、當監獄に入監してからも最ふ十年餘りになると云ふことである。典獄が此男を自分紹介させて呉れた時に某君……昔しは囚人を呼ぶに中村だとか勘太だとかすべて其氏名を呼び出して居たものださうだが、今は悉く何君とか何さんとか普通一般の敬稱を用ひ、又今日では動物でも扱ふやうな番號呼ばりなどすることは一切禁止することになつたと云ふことである。……斯くの經歷ある方では監獄事情に精通することは勿論、學理のこと制度のことすべて其淵奥を極めて居ると稱賛に値する所であつた。監獄學校でも出来たら此男などは差向き専任教授に拔擢せらるべき人物であるが、恐らく半俸千圓位の安賣は承知罷りならぬと頭張る方である。尙ほ此男に就て典獄が様々と其學識経験を吹聴する咄の末に此男流石に多年の監獄生活に實験する所あるが爲めに、其最、得意とする所は獄制沿革史であつて、沿革史と來たら誰れが何と言はふが全國殆んど此男に及ぶものはないからふとのことで、現に近刊の監獄新聞に此先生の編著にかゝる論文が掲載せられて居る。其れがまた非常の出来て大學などは稽かに博士の稱號を付與すべき價値があると評して居ると云ふことである。監獄新聞……どんな新聞であるか未だ聞いたことはないが、恐らく監獄

協會雜誌のやふなものであらふと思つて、念の爲め典獄に質して見ると、案外にも是れこそ真正の監獄新聞で一般の囚人に購讀せしむるが爲めに編輯印刷共に囚人の一手に成るものさうである。是れは昔し、既に亞米利加の監獄に實行せられたものであつたさうだが、其當時の我が監獄の當局者などは誠に頑冥淺慮なものであつて、斯かる文明的事業を絶対に否認して殆んど齒牙にも掛けなかつたのとである。然し時運の進歩は到底人力を以て抑壓することの出来ぬものと見へて、役人の目を控めて始めは文學雜誌の類を内容……所謂秘密出版の仕方で印刷配布して居つたものが、段々と進化した今日では終に公然、保證金までも納めて立派の新聞を發行するやうになつて來たのみか、而かも當監獄のみでも新聞の種類が三つあつて、外に文學趣味を有する「松嶺」、時事評論を主とする「夕陽」、倫理宗教の「精神修養」、法律經濟の「法經活理」、滑稽専門の「角々珍聞」、小説専門の「濱の真砂子」等雜誌類では大小合せて七八種も出るとのことである。而して新聞は各々政黨の機關であるそふだが、監獄内の黨派として重なるものは保守黨自由黨及び獨立黨の三つであつて、例の監獄新聞は保守黨の機關で余の案内者となつ

て呉れる先生は保守黨の牛耳を執る名士の一人だとのことである。保守黨の政策は理でも非でも渾べて監獄當局者の施政を翼賛するにあるので、謂はゞ味方黨であるからして、從て其機關新聞も年々少からぬ補助金を其筋から受けて居ることであらふと思ふ。其處で試みに社會黨も成立して居るかと思つたら幸にして是れは未だ成立を見るに及ばぬが、所謂自由黨の内には随分社會主義にかぶれて居る者が多いので、十分警戒を加へて居るとのことである。自由黨の機關新聞などが折々危激の議論を掲げて監獄の治安を妨害することのある場合に對して如何なる方法を以て之を取締まるかと質したら典獄の答へにソレには懲罰と云ふものがある、懲罰と言つても昔しはやふにヤレ減食だの暗室だのとソレな野蠻の方法を用ふる譯ではない。殊に亦た囚人と雖も一個の人類であつて見れば、固とより銘々勝手手の自由思想のあるべきは當然であつて此思想を強壓して唯だ盲滅法に監獄の規律に盲従せしむることは文明の週位主義に適合せぬことである。其れ故、多少の犯罪の事はすべて之を寛容する方針であるか……千幾人の多數を拘禁する此監獄に於て一年間懲罰を受くる者僅かに十幾人の少數に過ぎずと典獄先生頗る得意あり……餘まり危激の議論などを恣にして機

りに當局者の施政を妨害するが如き者に就ては時として涕を揮て懲罰を加ふることもある。但し懲罰を加ふるからと言つて從前の如く下僚の取調べと其意見とに依て之を育斷するに非ずして、囚徒の人撰に成る懲罰委員會の決議を俟て始めて適當と認めたる文明的懲罰を執行する手續であつて、謂はく名譽裁判の審問に付する譯である、名譽裁判の仕組は實に廉耻に欠乏したる囚人を感化する上に於て非常の效益を與ふるものと謂はざるを得ぬ。ソレから又斷か教育の事に移つたのだが典獄の説に是れも亦た昔しとは全く其趣を異にして今日では昔しのやうに唯だ形式的簡單なる讀書、習字、算術位のことを教へてソレで教育の能事足れりとする譯でない。讀是書、算術、れが生存競争場裏に立つて何の役を爲さふか、四角な字を覚えたとてソレで飯の喰へる譯でもない。忠孝仁義の道を知つた所で是れが金になる譯でもない。其れ故今日では囚人に對して専ら高等の科目即ち哲學論理學、刑法、刑事訴訟法、辨說學、理財學と云ふやふなものに教授するのであつて、之を研究するの結果は出獄後自營の道を立つる上に於て、非常の利益を與ふることになる。衣食の道を得ると云ふことが強ち自營の業に適ふたものではない、先

づ第一に己れの權利を保全するの手段を講ずることが必要なので、監獄などへ來る者の多くは法律は知らず、さりとて辯護人を頼む資力も無いが爲めに見す／＼不法の裁判を受けて所謂冤枉に罰せらるゝ所の者である。若し法律殊に刑法なり刑事訴訟法なりに通曉して法律上罪となる行爲と罪とならざる行爲との分界を知り且つ豫め訴訟法の手續でも心得て居れば幾らも無罪となつて監獄などの厄介にならぬて済むのである。又經濟學の原理を會得して居れば損失相償はざる割の悪い犯罪行為などは頼まれても之を敢てするやうなことは無い筈である、監獄で此教育法を實行してからの成績は誠に著るしいもので今日では出獄者にして代言葉代書業などを營んで立派の暮しを爲て居る者も尠からぬ實況である己れの權利を保全するのみか人の權利までも保全して成るべく監獄の厄介物を減じてやると云ふことは、是れこそ實に一舉兩得犯罪防遏の法を得たるものと謂ふべきである。滔々述べ來る典獄の高説聽くに從て益々其感を深ふせざるを得ぬだが、是に余は一つの疑問を發したと云ふは外でもない斯かる高等の學科を教授すべき適當の教師を得るに困難の事情なきや否やと云ふことである。典獄は之に答へて曰く昔しと

遊ぶて今日では學士の肩書を持つて藥店の丁稚代書屋の小僧を勤めて居る者のある世の中であれば月給の二十圓も與ふれば希望者は有り餘なる程の中込であつて却て其選擇方に迷ふ程の次第である。所が其實、外から學者を聘するまでもなく囚徒の内に立派の博士もあれば學士も居る、別して私立法律學校出身の者などは出入殊に頻繁であつて平均常に四五十名の數を降つたことはない。法律を學んだ者がこんなによく監獄に來ると云ふのは余が前に述べた議論と少しく抵觸するやうであるが、此處が則ち一般の法律學と監獄的法律學と自から着眼研究すべき點が異なる所であつて、其異なる所は則ち多年の監獄生活に依て始めて自然に領觸することが出来る。其處で今現に法律學を受持つ居る所の者は大學出身で大審院檢事も勤めた刑法專門の名家であつて是れは不法監禁の犯罪で處刑せられた者である。經濟學の受持教師も亦た博士の稱號までも持つて居る所の者で富饒違犯の廢て何万圓と云ふ巨額の罰金に處せられた所が流石に經濟家丈けあつて納金を拒んだが爲めに二年以内の範圍に於て換刑處分を受けた者だとのことである。

生の名を熊坂長純字を泥長と云ふ熊坂君と呼んては監獄には不通であるから成るべく泥長君と呼んて呉れとの注文であつた。泥長君は監獄内で餘程幅の利く先生と見へて典獄などに對する舉動は全く同僚と外見と見へてである。諸是れから愈々泥長君に導かれて監獄内部の參觀が出来る段になるのだが此處らで先づ一服休むことにしやう

第二回 (監獄俱樂部)

余が案内者として撰定せられたる所謂監獄學者先

監獄と社會とは或べく密接の關係を結付けるのが必要なので、監獄最後の目的と云へば結局囚徒をば生存競争の烈しい大きな社會の生活に馴れしむるに外ならぬ譯、此目的を達するには何んても監獄生活をして社會生活の状態と同一ならしむることを努めねばならぬのである。夫れ故に成るだけ監獄の規模を大きくして千人は愚か二千人でも三千人でも要するに一つの社會を構成するに足るだけの多數人員を拘禁するやうにして行く／＼は監獄の外堀などは悉く取拂つて囚徒で以て獨立の市町村を組織するに至らしめたいのである此理想から見ると當監獄に於ける千幾人の囚員の如きは誠に少數に失するものと謂はざるを得ぬ、此監獄も昔しは二千人までも拘禁したことがあつたらうで

現に大阪などには其當時四千人の多數を入るゝとの出来た大監獄もあつたとかのことである此點だけは儘かに其當時の方が獄制改良の旨趣に達して居つたので現に其前の有力家などの内には熱心に大監獄論を主張した者もあつたやうだが何時の間にか頑冥の俗論が勢力を占めてヤレ規律がどうだとか、ヤレ遇囚の目的が貫徹し難いとか云ふやうな見當違ひの架空からして、一監獄拘禁の人員は五百人を超過すべからずと云ふ途方もない原則を定め、無暗と規模縮少の方針を勵行した結果が今に其餘毒を胎して獄則改良の前途を妨害しつつある次第である……言葉の一寸途切れた間際に見て余は泥長先生の獄衣、獄衣とは云ふものゝ素人眼には殆んど士官の制服と見別の付かぬ程であつて地質と云ひ仕立と云ひ一點の中分もない立派のものである……の胸間に然りと輝やく三個の勳章様のものに就て其由来を尋ねて見た所が其一個の銀牌は謂はゞ監獄内の一等勳章で監獄に對して特殊の勳功ありと認められて典獄から賜せられたのである是れは昔しの賞表制度から進化して來たのである賞表の當時は唯だ行狀が善いと改悛の狀が現はれたとかの廉で下付した者だつたやうだが

どんなものであるか是れから此質問に對する泥長君の説明を筆記して見よう、監獄に於ける俱樂部の組織は是れまた既に前世紀に於て亞米利加の監獄などでは之が實行を試みた所であつて、其状況は其昔し南洋とか云ふ男の獄事談などに依て我國にも早くから紹介せられて居つたのである、所が是れも亦た新聞と同様に時の頑冥當局者に顧みられざりしが爲めに僅かに京阪邊の少く物の一部分の囚徒の支配の下にある一二の監獄で或る一部の囚徒の間に於ては其組織の如きものを行つたものがある、其組織は一週一回位の程度に於て茶話會と稱する、麥湯や煎餅の類を振舞ひの官民で協同互ひに胸襟を吐露して一席の世間噺に社交的快樂を與へしめた事蹟ある位のこと其發達は頗る遅々たるものであつたが漸く數年前より一般に普及して著るしき好成績を見るやうになつた次第である、俱樂部の數は大小とも併せて十五ほどあつて中には純然たる政黨的性質を以て組織せられて居るものもあるが多くの單に社交的を目的として組織せられて居るものである新たに俱樂部を組織せんとする場合には必ず一定の條件を備へて典獄の認可を要するの手續であるがすべて成立したる以上は全く俱樂部の自治に任かせ其内容のことに就ては何ん

事情に通曉し且つ額が段々古くなつて因徒間に能く威令の行はるゝやうな者に對して之を下賜する方針を探るとのことである、此勳章は八級に別かれて居て木綿、絹、鉛、銅、銀等と各等級に由つた其物質を異にして居る、一等と二等が銀製で唯だ其形に於て幾分か大小の區別がある、一等の賞牌を持つて居る者が全監内を通して唯だ三人し一人て何れも當監獄の元老株泥長君などは即ち其一人である、尙ほ泥長君は頃日監獄新聞で金製の大勳賞牌設定の議を主張したとのことである、一つはまた保守俱樂部の首領章で矢張是れも銀製である、其外の一つが名譽紀念の銅牌、是れは先年當監獄に於て應制二課長排斥の輿論が喧かましかつた時に運動委員として斡旋其宜しきを得、終に排斥の目的を達したりと云ふ功勞に依り一同の囚徒より感謝の紀念として贈與せられたものであるけな所謂壓制二課長の事蹟に就ては色々面白き斷しがあつたが餘り長くなるから是れは省くとして抑も此事の起りと云ふに秘密出版を摘發して一面、將來俱樂部の解散を嚴命し一面、其二三の首領株を懲罰に付したるのが不法であつたこととである、

と雖も一切之れに干渉することを許さぬのである俱樂部員にして若し俱樂部の名譽を毀損するが如き行爲ある場合には直ちに之れに脱會を命ずるのであつて其脱會の處分を受けたものは再び何れの俱樂部にも入會するの資格を失ふことになる、其れ故苟くも俱樂部の一員に加はる所の者は凡て紳士の体面を保つことに自ら進んで大に努むる所があるので、是れが所謂勞せずして威化の効を奏する手段たるを得る譯である、俱樂部の會合は通例一週一回であつて其れが開會は多く夜分である、音楽もあれば落語もあり時々道化芝居の興行を催さるゝこともある、會合の席では勿論酒も飲めれば料理も好みに任かせてなんでも取寄せる自由が出来る、但し目下の處ではまだ金錢を暗して骨牌を弄することの公許を得るに至らぬのであつて自由派の新聞などで殆んど黨議として熱心に公許論を主張して居る所である、幸にして今日は午後七時より各俱樂部の聯合紀念會が當監獄の大會堂で開かるゝ都合であるからお望みとあらば余は君を賓客として本會に招待するの名譽を持つこととてあつた

好機逸すべからず俱樂部の實況を目撃することの

出来るのは勿怪の幸ひ直ちに泥長君の招待をお受けしたのである  
 最初余は泥長君に誘はれて典獄室を辭するの時、泥長君の注意で時計や懐中物の類はすべて典獄に預けることにした大勢の囚徒の内には随分油斷のならぬ奴があつて殊に拘摸の親分株など、來ては如何に此方でも要領しても何時の間にか必らず拘り取られて仕舞ふので看守などが手袋や手帳を掠めらるゝことは殆んど日常のことである、ツロ二三日前には典獄室へ白晝泥棒が忍入つて典獄が虎の子のやうに大事にして居つたマニラの上等葉巻煙草を三箱ほど盗み去つたと云つたと云ふことだが是れは多分今夜の大集會に用ふるが爲めであるとの説である

### 第三回 (貸家制度)

中央看守所から左へ向つて第一監と表札のある翼の南側で、第五番目に當るのが是れが則ち泥長君の監房である、尤も監獄内では階下にある監房のこととをば監房と呼はずしてロー即ち事務所となへるとになつて居る、第一監第五房などの名稱も行く／＼は何町何番地と改良するやうになるだらうとの囁であつた、泥長君の事務所へ這入て見

ことであつた、尤も今では昔しのやうに看守などが夜中も構はず無遠慮に踏音を鳴らして廊下を巡回し歩行かやふなことは無いのだそふだ、夜中の巡回がなくては如何にも不要ではなかつたか尋ねたら何が不要慎！逃走でもする者があつたはせぬかの心配だらうが、今時夜陰を利用して逃走を試むるなどと云ふ馬鹿者はあつたはしない逃走でも仕度いと思へば白晝、大手を揮つて塙を乗り越越すことも出来れば表門から抜け出すことも容易である、昔し小五月蠅く夜警の巡回を馳行した時だからと云つて是れはヤンのお咀ひ同前のことと唯だお儀式的に一定の時間巡回して歩行くと云ふに過ぎないので中には壁に寄りかゝつて高射聲で熟睡して居る者もあれば、居睡りしながら無意識に足を運ばせて、突き當つた欄干を監督の巡回者も取り違へて平身低頭託まり奉つて居るなどの奇談も少くない、其證據には睡眠の廉で看守の懲罰を受くる者は非常に多かつたもので、實際また夜警の目を忍んで監房を抜け出した者も數へ切れぬほど澤山あつたと云ふことである、こんな實況であつたものだから其時代の當局者は逃走を恐るゝこと甚しく殆んど全力を之れが防遏に傾注した模様であるが戒護を厳しくすればするほど看守の力を弱らす

るとツレハハハハ誠に廣々した立派の部屋で、大さな意が二ツもあつて、すべての裝飾實に善盡し美しとでも云ふべきである、随分金のかまつたものであらふが能くマア一厘一毛まで喧かましく云ふ今の帝國議會が此費用の支出を是認することだとなつて聞いて見たら是れは何も國庫の厄介にならぬのはなく、反て國庫に取りつては財源増加の一手段となる譯になると云ふのはツマリ此部屋は造作無しの家賃を拂へ造作はすべて自辨で尙ほ相當の家賃税までも賦課せらるゝとのことである、家賃なども南側と北側、ツレから交通の便不便などに依つて著るしい差額があるので泥長君の部屋などは目貫きの場所でもあり日當りの善い所を以て見ても餘程高い家賃を拂ふものと想像せらるゝ、家賃も年々せり上つて来るそうだが兎に角空室の容易に出来ないには諸因甚だ難儀をして居るとは尤ものことだ、監房翼の廊下は悉く厚手の奇麗な毛氈を以て敷き詰めてあるのだが是れこそ少し費澤に過ぐる感じを持つたのである、然かし之れがなくては囚徒の安眠を保護することが出来ない、衛生上最も必要の設備に關するもの、一だとの

の結果を見るべきは當然であつて遂には夜警の役人に目を開けて物の十分間と我慢の出来る者がないやうになつて仕舞つて益々逃走の數が殖へたのみか世間の泥棒仲間になつて此内幕が知れ渡つたので今度にはアベコベに外から監獄のなかへ、穢ぎに這入り込む者が段々多くなつて來て、監房要領の爲め内の方から錠を下ろすの必要を見るに至つたやふな仕義である、逃走があれば典獄が懲戒處分を受けるので其頃の官報には毎日殆んど其沙汰を見ざるはなしである、懲戒の文言は千遍一律いつも平生の監督其宜しきを徳戒の文言は千遍一律いつも平生が可笑しいことには逃走の當日典獄が腹下して引籠つて居つたとか御用の筋一寸留守にして居つたとなれば是れは平生の監督宜しきを得ざる限りに非ずとして不問に付せられたと云ふ奇談がある、同人も流石がに典獄に迷惑を掛けるが氣の毒と思ふてか同じ逃走するにも成るべく典獄不在の時を撰んだ様子である、是等が則ち囚人氣質とも云べきであつて、事情を知らぬ世間の者の内には容易ならぬ大罪をば三人も五人も逃がして而かも之れに對して典獄が責任を負はぬは不都合なりなど、非難を試みた者もあつたらしい逃がすまい

とすると逃げようと思ふのは人情である、昔し  
 監獄學者などには此理屈が分からなかつたものと  
 見へる、今日ではもし夜警の巡回などなくても事  
 實の上に逃走を試むるもの、如きは絶無である、  
 尤も囚徒仲間には盛んに賜暇旅行と云ふことが行  
 はるゝのは是れがツマリ一種の逃走！モデルネ、  
 エントライフングとも云ふべきである、賜暇旅行  
 とは自分のは何論他人の分までも買ひ込んで颯然  
 裁判に對するの裁判所々在地の監獄に押送せらるゝ  
 由として他の裁判所々在地の監獄に押送せらるゝ  
 ことであつて……監獄新聞などの廣告欄に電話混  
 花七百幾番の呼聲善きもの譲渡し度しとあるは關  
 席裁判賣渡の符牒であること……善い加減  
 の處で益倉の押送巡查さては蟻蜂籠のやうな警察  
 留置場の隙間を見て苦もなく繩抜けを試むる所の  
 方法である、當監獄でも目下賜暇旅行中の者が五  
 十何人と云ふ多數であつて自由黨の首領川邊音松  
 とか云ふ男なども其一人である、世間では懸賞ま  
 てもして其踪跡を探索して居るとのことであるが  
 監獄の政友などの間には絶へず消息が通じて居る  
 模様である。

(未完)

### ○監獄視察談

一、監房内に備付くべき在監人遵守事項は一見す

はしめなければならぬ、破損の個所の修繕は大  
 した費用を要するものてなし、此等は是非速か  
 に決行しなければならぬ、縱令多少費用が掛  
 つても紀律問題教育問題として濫りに寛容する  
 ことの出来ないものであります

一、各工場の備品は必ず一定して且之が取締を嚴  
 重にしなければならぬことは無論だが、看守の  
 視箱を見ると小刀が二三本怪しい汚れたる筆が  
 一二本、鉛筆の小なるものが數本あつて錯雜極  
 まつて居る此内に鉛筆小刀を掠めたに於て所が  
 御本人様は知らない殊に卓子の抽斗を見たと必  
 要な書類やら不必要な反古が一杯這入つて居る  
 と謂ふ姿である、此邊から今少し紀律的にして  
 欲しい

一、科程及工錢を囚人に就て見て見ると満足なる  
 答辯を得ることがない、之を以て直に當局者を  
 責むるの材料に充つる譯ではないが或は囚人に  
 熟知せしむるの方法を缺いて居るではないかと  
 思はれる、科程及工錢は囚人に十分熟知せしめ  
 て置かなければ到底作業奨励の道がない、此點  
 に就て今一層注意を加へる必要があるではある  
 まいか

一、囚人懲罰の言渡及審議等は所に依ると之を看  
 守長に一任するの監獄もある様です、少なくて

る所に依れば汚損甚だしく一讀し能はざるもの  
 あるやに見受けらる、内にはまた鉛筆を以て樂  
 審したるものもありたり、此等は監房検査の際  
 翻覽して引換ゆべきものは引換へ且懲罰に屬す  
 べきものは假借なく處分を施して然るべしと  
 思ふ、監房の樂書も亦た同様で發見したらば直  
 ちに詮議立をして抹消の處分を爲すべきである  
 囚人が自分の住ふべき部屋を汚穢にし若くば常  
 置器物を汚損することがあつては嚴重に處分を  
 施すべき價値があるであらうと思はれる、ま  
 た房内に箸の置場所が各々得手勝手手の所に捨  
 て在る様だが是れも一定をして貰いたいのであ  
 る

一、斯の如く一面囚人に對しては紀律を嚴重に勵  
 行すると同時に官吏の職責も亦努めて大に恪守  
 する所がなければならぬ、先づ第一に監房其の  
 他の建物に於て破損の個所があれば直に修繕を  
 することを怠らぬ様にすることが肝腎です、口々に  
 囚人を責めてやれ清潔を保てやれ秩序を守れ  
 杯小言は言ふが折角の御本人の體たらくが不紀  
 律千萬であつて見れば百日の説法屁一つて何の  
 甲斐もない炊所浴場杯の破れ目杯は一見して如  
 何にも不清潔不紀律の感の起るのを禁じ得ない  
 自ら責むること嚴にして先づ他人をして之に教

も審議は看守長に一任し言渡のみ典獄之に當り  
 所が多い様である、是れは是非審議並に言渡と  
 も典獄自から之に當らなければならぬ重大の事  
 項である、中央政府から巡閱官が參られまして  
 情苦を聴きますと其の内に懲罰の當を得て居な  
 いことを申立つる者が多いと謂ふことです、此  
 等に對して若し典獄が其衝に當つて居りますれ  
 ば囚人の不平の大部を消却せしむることが出来  
 ませうが看守長のみであると兎角之を機會とし  
 て情苦を申立つることが多い、また囚人の側か  
 ら言ひましても典獄の訊問ならば別段惡感情を  
 抱かないが看守長の訊問になると兎角惡感情を  
 抱く傾がある、言を左右に托して厭弊すること  
 もあるであらう、何れの點より見るも此等の訊  
 問は是非典獄自ら之を爲して適當の判断を下さ  
 なければならぬ、豫め犯情の大略は看守長より  
 聞及ぶにした所が尙一應直接に本囚を取調ぶ  
 るは極めて肝要であつて、此の如くして始めて  
 科罰の方法も適切なることを得るに至るのであ  
 ります、また一旦懲罰の言渡をした以上は成る  
 べく即日若くは明日より之れを施行しなければ  
 ならない、言渡と執行との間に時目を経過する  
 のは甚だ面白くない、執行は成るべく神速にし  
 て因果應報の理を曉らしめなければならぬ、之

に就て往々身分帳簿中懲罰表判定の欄に言渡月日を記入せぬ所が多い様であるが、是は無論記入例には明記しないけれども是非記入しなればならぬ事項です、また懲罰の執行を猶豫しても兎角其の後の結果の調査を怠たることが多い様ですが、執行猶豫の利害論は別として今日實際執行猶豫の方法を探る以上は果して結果が良好の成績を現はして居るや否やに就て一覽し得る様に調査して置くことが肝要であらうと思はれる、唯往々に猶豫したとて其の成績の如何を通じて見ることが出来なくては結果の如何を見る事が出来ぬ、成程個人的には身分帳に依つて分るであらうけれども一般の成績を取つて見るが宜くはあるまいか、此點に就て多くの監獄で注意精査を施して居らないのは頗る遺憾であります

一、看守の勤務法は随分各府縣區々に爲つて居る、是れはやがて主務省から一定の勤務法準則を發布せらるゝに至るてありましようが、今日の處では先づせめて一府縣内にては勤務法を一致して欲しい、本署では一時間勤務の二時間休憩支署では一時半勤務の二時間休憩杯と謂ふが如き區々の取扱い勤務繁閑の差を生じて幸不幸が多い、此點から改正して本支署の統一聯絡を

のてす

一、再入者が入監した場合に初入者の際の作業等を調査せず、無暗に作業を指定することがある、作業指定と謂ふことは如何なる作業を課しても宜いと謂ふ譯ではない、本人の性行職業に適合した者を選ぶのが即ち作業適合であるのです、徒らに作業を科した所が夫れで作業を科したとは謂へない、少なくとも再入者のあつた場合には初入の際の作業及程度を斟酌する必要があるのであるのは勿論ですが、段々調べて見ますと無意味に其邊の聯絡が附いて居ない様です、三課の注意すべき必要條件と信じます

一、一寸先日も巡回して見ますと看守には科程の勵行を計るの感念が乏しい様です、何故乏しいと謂ひますかと謂ふと例へば日課の記入に依つても大凡分るのであります、今日は機三尺織り明日は二尺明後日は三尺八寸と謂ふが如き甚だしき不同のあると謂ふものは日課の記録にして真ならば科程の勵行を計るの注意を怠つたと謂はなければなりません、勿論毎日多少の相違はあることですけれども殆んど倍數に近い相違は彼等の就業の上に勤怠があるのです、之を以て見ても看守は形式的に日課の記録はするけれども之を利用して(利用には非ず看守をして日

計ることが急要であります

一、作業の督勵を十分綿密ならしむるの一方法として統一科程に達したる者の調査を一個月毎に作業別に調製することは極めて必要であらうと信じます、看守の注意如何に依り作業の督勵上非常なる影響を及ぼす、注意深い看守の下には結局統一科程に達する者が多くなる譯ですから此等を監督する爲め且はまた作業の進行上作業別に每一ヶ月の進級者を調査することが必要であります

一、初入者に準すべき工錢給與者を取調べて見るのと随分粗漏杜撰の弊が多い様であります、再犯囚に對し初入者の工錢を給與すると謂ふのは素と作業熟達の一點のみを以て見るべきでない、行狀方正なる者に對し賞與的に工錢を給與するのであるから第一先づ善真囚でなければならず、所が往々にして再三懲罰を受けたる者若くは常に行狀不真として認められて居る實例があるから初入者の工錢を給與して居る實例がある者であります、此等は法規の精神に違つて居る者であつて、懲罰犯行の場合には初入者工錢を停止しなければならぬ、兎角作業熟達の一點のみを觀察するから此の如き間違が起るのであります、今一層此點に就て注意せられんことを望む

課記録せしむるの本来の目的は囚人勤怠成績の如何を見るのである(即ち日課記録の趣果は囚人勞作の程度を監督するに外ならぬものであると謂ふ者を以て日々彼等の勞作に餘念なく十二分の力を籠めて働かせなければならぬ、此の如き趣旨の十分看守間に徹底して居らないのは結局作業主任の調授を怠つて居る結果であらうと思はれます

一、物品購入の場合に對し買入立會は十分嚴密にしなければなりません、今日競争入札の弊のあるのは勿論ですが利の在る所には中々抜目なく立廻はるが商人の常でありますから多數の物品を購入するに際し彼等の爲めに瞞着せられれば如何に物品の整理を計つても徒勞に屬し其れのみでなく經費上重大なる損失を免かれぬ一般の商人の信用欠乏して居るに於ては買入立會は極めて嚴に極めて密にして欲しい用紙薪炭等消耗品に欠脱の多いことは屢々耳にする所であつて獨り米麥のみではない總へて物品の購入には一層注意を爲なければならぬと信じます









三方園を以て概算査定したりしに大蔵省に於ては新營に屬する事業は一切中止の方針を採れるを以て或は此災厄を被むるに至るべきか杯専ら當局者は苦心中心にて昨今之が維持を努むる所ありと謂ふ

### ○警察留置場費の區分方に就て

警察留置場費の區分方に就て曾て本年六月分の雜誌にも掲載せられたる如くなりしが今尙内務省との意見に於て多少異なる見解を抱き悶熟を告ぐるに至らず其の儘行愾みの委なりしが此程來略々意見の一致を得るに至るを以て本月中には通牒を發せらるべき都合に爲るべしと謂ふ即其の趣旨は大略左の如くなるべし

- 一、換刑禁錮因及拘留因を警察署内の留置場に於て執行する者にして一府縣管内に於て一日内に二以上の警察署に移轉する場合は各別に之を出入とすべきものに非ず當日分は最終の警察署に於て一日として計算し監獄費より償還方を請求すべし
- 二、換刑禁錮因及拘留因を警察署内の留置場に於て執行する者は其言渡の日より放免死亡逃走の日までに係る費用は監獄費より償還すべし
- 三、拘留状又は逮捕状に依り監獄の設けなき地方

すとの折衷説あり此折衷説は内務省に於て從來採り來れる方針にして既に巡查に對しては此の如き方針を以て裁定したるの先例もありて議論としては兎も角一面内務省の先例斯く定まりたる上は同法律の下内閣に於て異例を採るは甚だ面白からざるに依り或は此折衷説に一致すべしとなり

### ○刑期六月未滿の短期囚行状

#### 錄に就て

本年五月東京近府縣典獄協議會に於て刑期六ヶ月未滿の囚人に限り身分帳行狀録の記入を省略し看守より提出せる行狀報告簿を本帳に編綴し置くの決議に對し看守長に於て承認したる者なることを證明するを要すと主務局より通牒せられたる旨曾て掲載し置きたるが右に就き二三の府縣より疑義照會の向もありしが其の趣旨は絶対的に行狀録を省略するに非ず看守の提出したる行狀報告簿にして其の内容行狀録と同じく唯僅かに謄寫の繁あるに過ぎざるものは即ち看守長の見所の意見と同一なるときに限り報告簿を以て行狀録に代用するも可なりとの趣旨なりと謂ふ

### ○假出獄申請の方式

假出獄申請の方式は頗る區々にして當局者の意嚮

(裁判所所在地)の警察署内の留置場に拘留する刑事被告人は其の拘留の日より出監死亡逃走の目途に係る費用は監獄費より償還すべし

四、囚人及刑事被告人にして警察署内の留置場に留置する者及拘留状指定の監獄に押送すべき刑事被告人にして警察署内の留置場に留置する者の費用は總て明治三十年勅令第四一五號押送規則に依り當該費途の支辨にして監獄費より償還すべきものに非ず

五、拘留状なき一時の留置人に係る費用は従前の通り警察費の支辨にして監獄費より償還すべきものに非ず

### ○巡查看守退隱料法の一時金の解釋に就て

巡查看守退隱料及遺族扶助料法第三條第二項に所謂一時金の解釋に就ては今尙内閣に於ても決定せられず或は右一時金とは従前の法令に依り一時に給せし退職給與を包含するものと解し或は一時金とは該法律に依つて給與せし一時金のみを稱すと爲し或は獨り本法の一時金のみならず給助例及明治十五年太政官達第六十六號に依る一時慰勞金を包含するも舊法に依り數回一時金を受けたる場合に於ては最後に一時金を受けたる年數のみを通算

なりと謂ふを聞くに刑名刑期起算月日四分の三經過日等は最初に一目し得る機記載せられたしと謂ふに在り各監獄何れも此點に注意せられんことを希望す

### ○二小監の閉鎖

鹿兒島縣種子島支署は本署新築落成の爲め本月三十日限り閉鎖

熊本縣三池出張所は採炭發掘の個所なきに依り本月二十六日限り引揚げ囚人六十名は佐賀へ押送の筈

### ○虎軍の豫防

本年は福岡岡山の二監獄に虎列拉病侵入し一般九州地方には同病蔓延の兆候ありしを以て只管之が豫防消毒法に就て關西及九州地方の監獄に於ては匆忙を極め暑体にも拘はらず何れも出署稱勵力を茲に注がれたるの結果僅かに之を以上の二監獄のみに喰止めたるは寔に不幸中の幸と謂ふべかりし然るに本月十日に至り堺市支署に一名類似虎列拉患者發生尋て死亡したり又函館支署附近に眞正虎列刺患者凡そ十名程發生したる趣なれば秋冷の今日と雖も油斷すべき場合にあらざる氣候激變の際には兎角鷹加答兒を起し易きを以て一層豫防上注意

せられんことを望む

### ○統計上の注意事項

(主任者の談)

統計的事物調査に就き單位觀察に二種あり一は直接調査法即ち第一義統計とし他の一は間接調査法即ち第二義統計とす而して此一義統計とは統計小票を用ひ個人或は目的たる事物に就き調査するものにして第二義統計は他の觀察の使用に供せられたるもの(即ち帳簿の類)を統計に利用するものを云ふ此の二種の調査方法は各利害を有すれども統計の調査法としては第一義統計を以て最も最新にして且完全の方法となす是れ多少の弊害ありとすに豫防し得べければなり第二義統計は觀察の用に供せられたる事項にして誤謬あらしめば如何に調査の方法を完全ならしむるも到底其真相を擧ぐることは能はず監獄統計は此の第二義統計に屬し其調査に第一義統計の方法を採用したるものにして即ち原簿より小票に轉寫するものなり故に予は名簿主任者に向ては名籍原簿並に身分帳の記載は最も慎重の注意を以て確的の事實を檢舉登錄するを希望せざるを得ざるなり換言すれば本人の取調は勿論警察署調査の結果は能く其真相を穿ち得たるや否やを審査し又原簿の訂正等は直に之を實行

して能く生命ある寫真たらしむるにあり然れども尙一層注意すべきは此の原簿にして真相を得せしむるも統計主任者の統計小票に事實を摘録するに當り徒に形式に流るゝに至らば唯に事實を擧ぐる能はざるのみならず各一票首尾貫徹せざるが如き取扱は寧ろ害ありて寸効なし又年報調製に際し小票の運用其法を誤らば明年檢舉の事實を正當に表章し得ざる而已ならず製表上尙からざる手数を要す頃日二三の監獄に就きての感想を録し地方當局の参考に資す

一統計小票は整理上必ず小票用函に入れ(正式變式に拘はらず)異種類は勿論假令同種類のものとも雖ども合綴し或は帳簿中に挿入し又は帖付を嚴に避けざるべからず

一小票中に記入すべき事項並に必要の科目は各籍原簿並に身分帳の事項と符合し實を擧ぐることを勉むるは勿論なりと雖ども特に身上票中警察署の取調に依り訂正を要すべきものは原簿の訂正と同時に必ず之を(其年間の小票に限り)更正せざるべからず

一教育の調査は單に口頭の試験に止らず簡易の問題を設け之に依り其程度を定むるの注意を要す

一父母の有無とは父母の存否と犯罪の關係を調査する精神なるが故に實父母或は實繼、實養、養

### ○本會茶話會

七八の兩月は暑休に際せしを以て例年の通り茶話會休會の姿なりしが本月より第三土曜日(期し茶話會を開かる)筈恰も本月二十日は其の日に當るを以て同日午後一時より開會の旨在京會員に通知せり講演者は久米通信者參事官にして英國に於ける出獄人救濟事業の實況を講話せらるる筈なりと謂ふ同氏は兼て監獄事業に淺からぬ緣故を有し且内務省在職の時より直接間接に我監獄改良事業を翼賛せられたる來歴を有するは會員諸君の熟知せらるゝ所に於て客年十月中旬郵便方國會議列席の爲めに歐行せられたる次第なるも傍ら深く監獄及免囚保護事業に就て視察調査の上歸朝せられたりと謂ふ從て氏の講話は有益且趣味の深かるべきものあるを信ず請ふ之を次號に紹介せむ

### ○警視廳看守考査試驗問題

本月四日當廳に於て看守の考査試驗を行ひたり其問題左の如し

- 一 監獄に關する諸法規
- 二 特赦、假出獄、假出場、監視假員の權力發動の所在を問ふ

繼父母の別なく其存否を調査するものとす

一宗教は犯罪と信仰との關係を調査すべきものに付本人の信仰の有無を調査し決して自家墳墓所屬の宗派教派を掲ぐべきものにあらず(三十二年二十三年度典獄會議の指示事項参照)

一職業の分類 職業は其種類多く年級調製に際し其類集方は非常に困難のものに付右は明治三十三年指示事項職業細目標準の例に據り區分するを要す

一再犯以上の者出監後犯罪時の年月日は犯罪當時の年月日を判決書に依り記すべきものにして再入監時の年月日を記入すべきものにあらず

一刑事被告人出監小票中管内の警察署に於ける拘禁日數は他管滯獄日數として記入すべきものにあらず

一囚人出監小票の入監時の年齢及び刑期は囚人入監小票の年齢刑期と相違すべきものにあらず

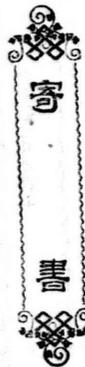
一年報諸表中關聯したる各表間の人員犯數刑期等に差異あるは畢竟小票の運用方を誤るに基因す故に其運用は小票の整理並に製表順序に據り尙明治三十四年十二月發行本誌第十四卷第十二號監獄統計小票の取扱方並に年報々各表調製に付注意事項と題する雜記を参照せられんことを希望す

(未完)





思に應ふるの心事に至つては毫も現下と異なる所  
なかりし旨を言明し併せて其入獄中に於ける右の  
和歌を朗詠し頗ぶる感動を興へたるもの、如くな  
りし  
とらわれの身こそ固にありぬとも  
盡す心にひまなかりけり



### 監獄内の教育に就て

青森 雪 園 生

監獄の教育に就て容喙せんとする者は、先づ我身  
を顧みるがよい、物知り顔に縷々の言を費しても  
そは徒らの事に僅かの利もないとてある、時に  
は識者の笑を招くてはあるまいか、我身を顧みよ  
とは詳しく云へば己れは教育學上どれだけの所信が  
あるか、どの位研究したか、また實務に當つてどれ  
丈の經驗を有してゐるかを自己反省し玉へといふ  
とである、決して六つかしきとては無い、  
何れこの教育の事に就ては、特に監獄内の教育と  
して科學的に研究する必要があるのだ、刑罰と教  
育は全然一致するか、教育の目的を達することは  
監獄に於て理想とし得るか、監獄内の教育は訓育  
と教諭に委ねて教授即ち習育を専らにしてよいか

### 寄

### 書

ある、それかと云つて普通男の着物を着せても矢  
張不適當であるから、五十歩百歩だ小兒着を着せ  
て置けと云ふ御母さんがあれば、何と可笑いとい  
てはあるまいか、この意味に於て教科書の不適當を  
たとひ全き適當を得なくとも編纂せよと云ふた教  
誨師は足下の云ふ如くそんなに教育の眞意を解せ  
ない者であらうか、  
それから足下は教育の要に個人的に依らなければ  
ならぬとは之れが教育の原則であると固言まで附  
してあれ見よがしに云はれたは、抑も足下の教育  
學者なるを表白してゐるのである、孔子は弟子三  
千の者に仁の一字を種々様々に説示したのでこれ  
ぞ個人的教育の方法である、基督を釋迦が應病與  
藥的に味者を感化されたのはこれまた個人的であ  
る、併し文明の産物たる科學としては教育學の教  
育の處は、露更らこんなどを申さぬので、個人  
的の教育は果たして今の世に實際行はれるであらう  
か、倫理學の標的とする處に向かつて進まず可  
か、教育は個人的に教授してそれで足れるであらうか  
監獄は勿論個人的待遇を重んずるから、一一人さ  
ねばならぬであらうが、今の監獄の建物とそれ  
から三百人に入るとか云ふ教誨師の定員にて教誨  
も教育をもやれとは少しく非望の企てはあるま  
いか、既に教育と云ふ上からは教育と教授と体育  
はその要素としてなければならぬとてある、それ  
に足下の如き普通小學校にては個人的の關係で一

は、少くとも歴史的に調査して解決すべき必要が  
あるのである、監獄の教育を以て頗る便宜である  
かの如き皮相の見を懐く者もないには限らぬから  
此者等の蒙を啓くために一寸一言するのである、  
遠からず監獄教育に就いての研究の結果をどこか  
で御目にかけるから、餘り高ぶらないで他の説を  
聞くべき、寛慮を願ふのである、二三の人の言を  
種々申上げたといふもあるが、今さしかゝつて云ふ  
置かねばならぬは、前號の別天君や國司君の御  
高説に對してである、かゝるとに就て長々喋舌る  
は大人氣がない様であるが、兎も監獄といふ處に  
は感化とか教育とか頗る奇麗な事を仰せられん  
けれども、教育とは如何なるものなるかと云ふ質問  
に答へ得る者は何人あるうか、時にには教育に就て  
の小言でも雜誌に掲げて見せまらざるものも、眞更  
不利益でもあるまい、近頃教誨師が囚人に要する  
教科書を編纂せよといふたに就て、別天君はさも  
つまらぬ者の言草の様云つてゐるが、何と言を  
うが予は君の如き一種の教育上の意見から云ふと  
であるから一向かまわぬが、雜誌の購讀者は別  
天君と云ふ一何時も雜誌の花役者として、常に有  
益の事を教へる人だと思ふてゐるから、同一考へ  
てこんなことに迄御尤も千萬と聞かれては御迷惑  
る、  
六尺の男に五六歳の小兒着を着せるのは不適當で  
々教科書迄を異にしたいといふは其の精神とする所  
であるが年齢と智力との同一程度には、同一教科書  
を採用するも甚だしき差支はあるまいとは、こは  
そも余りの揣摩臆測ではないか、年齢と智力との  
同一程度には同一教科書を採用すると云ふ迄は眞  
理であるが、個人的の關係を一つ教科書迄を異に  
したいとは教育の方針を全然無視する者と云はな  
ければならぬ、馬を鹿と見る底の間違である、  
普通の學校よりも被教育者は少ないからとて決し  
て御都合がよいとは云はれない、寧ろ至難中の至  
難である、普通の學校では一クラスに四十人ある  
うが五十人あるうがその者は同一學力と諸點  
に於て殆んど一般してゐるのである、たとひ單級  
組織としてあつても、四クラスで六十人以下の生  
徒ではないか、監獄のは十八人居れば十八人、二十人  
居れば二十人皆な異分子である、十人居れば十人  
クラス、三十人居れば三十クラスである、それを教  
師の方で出來得る丈同クラスの下に統御しよう  
と云ふの、一寸例を上げて見れば十人の者が讀書に於  
て差違があれば十種の教科書を興へねばならぬ、  
それを一人の教師が一時間に教授するとせば一人  
に平均三頁として、三十頁の教授をせねばならぬ、  
それが一人に三度繰り返へすとせば一時間に教師  
は九十頁を教へねばならぬ割合ではないか、算術  
の如きに至りては到底讀書科の比でないのである



# MAGAZINE

OF THE

## PRISON SOCIETY OF JAPAN.

No. 9. September, 1902.

VOL. XV.



### CONTENTS.

#### Leading Articles :-

- The income procured from the prison labour.....
- .....Prison Commissioner S. Cgawa.
- Of Judicial Police..... Hōgakushi S. Matsui.
- Of an oath at warden unretirement during five years.....
- .....Warden Haruka Hayasaki.

#### Miscellaneous :-

- Prison tales.....
- The prophecy of prison at future..... Chikugai-kanjin.
- Prison business.....

#### Statistics :-

- The number-table of Prisoners at 31th day, July.....
- &

#### Current Events:

#### Local Department:

#### Contributions:

#### Association Notes:

Price seven sen per copy.

**THE PRISON SOCIETY.**

No. 3 Ichome, Eirakucho, Kojimachi-ku, Tokyo, Japan.

明 治 三 十 五 年 九 月 二 十 日

發 行 人 兼 編 輯 人  
印 刷 所  
東 京 市 麹 町 區 永 樂 町 一 丁 目 三 番 地  
東 京 市 麹 町 區 內 幸 町 一 丁 目 五 番 地

磯 村 政 富  
磯 村 政 富  
磯 村 政 富  
磯 村 政 富  
磯 村 政 富